

電子証明書に格納された属性情報の 信頼性と利用に関するガイドライン

Ver1.70

令和2年3月16日

電子認証局会議 属性ガイドライン検討会

改訂履歴

版数	日付	内容
Ver1.00	平成 27 年 12 月 25 日	初版発行
Ver1.10	平成 28 年 03 月 25 日	平成 27 年 9 月 8 日総務省・法務省・経済産業省令第1号に基づき、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の改正を反映 「属性情報に信頼性を付与するための指定調査機関による調査内容」を追加 「属性の利用方法」を追加 「新たな属性の格納」を追加
Ver1.20	平成 28 年 04 月 28 日	「新たな組織属性の格納」へ法人番号に関する内容を追加
Ver1.30	平成 28 年 12 月 22 日	法人番号に関する内容を「電子証明書に格納する属性の種類」、「属性情報の審査方法」、及び「付録-1 証明書プロファイル」へ追加
Ver1.40	平成 29 年 05 月 15 日	「法人番号格納に関する実施内容及び履歴」を追加
Ver1.50	平成 29 年 08 月 01 日	税理士用電子証明書に関する内容を変更 個人事業主の審査書類を追加
Ver1.60	令和元年 09 月 30 日	電子委任状法に関する内容を「主な用語」、「電子委任状法との関係」、「電子委任状法とは」、「関連法令」、「参考文献」、「電子証明書に格納する属性の種類」の「組織属性」、「属性情報の法的意義」、「属性情報の法的意義」の「組織属性」、「組織属性の格納場所」及び「電子委任状法の立法の背景及び認定制度等について」へ追加
Ver1.70	令和2年 03 月 16 日	国税電子申告・納税システム(e-Tax)における電子委任状法対応(電子証明書方式)開始に伴い、「組織属性の格納場所」「証明書プロファイル」へ反映

目次

改訂履歴	2
1. はじめに	4
2. 主な用語	6
3. 本ガイドラインの対象範囲	9
3.1 電子署名法との関係	9
3.1.1 電子署名法とは	9
3.1.2 電子署名法と本ガイドラインの対象範囲	10
3.2 電子委任状法との関係	11
3.2.1 電子委任状法とは	11
3.3 本ガイドラインの対象とするシステム	13
3.4 関連法令／参考文献など	14
3.4.1 関連法令	14
3.4.2 参考文献	14
3.4.3 参考証明書プロファイル	15
4. 電子証明書に格納する属性の種類	16
4.1 組織属性	16
4.2 資格属性	18
5. 属性情報の法的意義・審査方法・利用用途例	19
5.1 属性情報の法的意義	19
5.2 属性情報の審査方法	21
5.2.1 組織属性	21
5.2.2 資格属性	28
5.3 属性情報に信頼性を付与するための指定調査機関による調査内容	34
5.3.1 指定調査機関による調査	34
5.3.2 属性情報の調査におけるチェックポイント	35
5.3.3 属性情報の調査に際して実施される調査対象のサンプリング	36
5.4 属性の利用用途例	37
5.5 属性の利用方法	41
5.5.1 証明書プロファイルの属性の格納場所	41
5.5.2 組織属性の格納場所	41
5.5.3 資格属性の格納場所	43
5.6 新たな属性の格納	44
5.6.1 新たな資格属性の格納	44
5.6.2 法人番号格納に関する実施内容及び履歴	44
5.6.3 電子委任状法の立法の背景及び認定制度等について	46
6. おわりに	48
付録-1 証明書プロファイル	49
ガイドライン編集員(属性ガイドライン検討会)	55

1. はじめに

近年のグローバル規模でのインターネットの普及と IT 技術の利活用の拡大にともない、わが国では平成 13 年 4 月の「電子署名及び認証業務に関する法律(以下、電子署名法といいます)」の施行以来、電子証明書のビジネス利用の幅が広がっています。当初、電子署名の主な利用用途は公的電子申請でしたが、近年では様々な業界で始まっている電子契約や、建築確認申請用の建築図面¹、取締役会議事録などの記名・押印が義務づけられている文書の電子的作成、医療関連文書などのスキャニング保存などに利用が広がっています。また、医療分野ではさらに電子処方箋の交付開始に向けた検討が進んでいるところです²。そのような電子証明書の利活用の拡大にともない、電子証明書に格納された証明書所有者の所属組織や資格などの属性情報の信頼性が重要な位置を占めるようになりました。

しかしながら、電子署名法では民事訴訟法第 228 条第 4 項の「私文書の真正な成立」に対応して、「民間での電子文書の真正な成立」を法的に担保するに留まっており、証明書所有者の氏名、生年月日、自宅住所以外の属性については法の対象外となっています。一方、欧州に目を向ければ平成 11 年に発効された「EU 電子指令」³が、平成 26 年 7 月に発効された「eIDAS 規則」⁴により加盟国に直接適用され、国内法に優先される規則(Regulation)として強化、拡大されました。このねらいは EU 圏内の電子取引などの相互運用性や安全性を確保し、経済活動を効率的に推進するためのものであり、「企業に属する個人」として属性の位置づけも重要なものとなっています。また、わが国でもマイナンバーカードが平成 28 年 1 月に運用が開始され、公的個人認証サービスの民間利用や、同時に導入される法人番号の利用の議論が進みつつありますが⁵、個人、公的機関、民間企業の間の手続きやビジネス活動の安全で効率的な電子化を推進するために、個人に紐づく属性情報の信頼性確保や適切な利活用が重要な意味を持つこととなります。

そのような背景から、経済産業省の平成 26 年度、「電子署名法研究会」において電子証明書に格納される証明書所有者の属性情報に関して電子認証局会議にて属性の審査基準などを明確にしたガイドラインを作成し、その扱いに関して電子署名法主務三省(総務省、法務省、経済産業省)のオブザーバ参加のもとに検討して行くこととなりました。従って、公的個人認証サービスとの連携なども視野に入れつつ、より効果的な電子証明書の利活用を推進するために以下を目的として本ガイドラインを作成しました。

- ・電子証明書に格納された証明書所有者の所属組織や資格などの属性情報の審査基準などを明確化し信頼性を確保
- ・基本 4 情報(氏名、自宅住所、生年月日、性別)が格納された公的個人認証サービスの電子証明書に対して、所属組織の属性や資格などの属性情報を格納した民間電子証明書の

¹ 国土交通省:建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて(技術的助言)(平成 26 年 5 月 7 日付け国住指第 394 号)

² 厚生労働省:第 28 回医療情報ネットワーク基盤検討会「電子処方箋の実現について(案)」(平成 25 年 3 月)

³ Directive 1999/93/EC of the European Parliament and of the Council of 13 December 1999 on a Community framework for electronic signatures

⁴ Regulation (EU) No910/2014 of the European Parliament and of the Council of 23 July 2014 on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market and repealing Directive 1999/93/EC

⁵ 総務省:第 8 回 ICT 街づくり推進会議、共通 ID 利活用ワーキンググループ(平成 25 年 12 月～)

それぞれの特性に応じた利活用の推進

電子証明書の属性情報の信頼性が確保されることにより、電子署名の検証を通じて「企業に属する個人」や「正当な資格を有する個人」の署名であることが確認できるようになり、電子署名を利用するアプリケーションの利便性の向上が期待できると考えられます。

電子証明書の属性情報の信頼性や安全性の向上を通じて、本ガイドラインが安全、安心で効率的なデジタル社会の実現に寄与できるよう願っております。

2. 主な用語

本ガイドラインで用いている主な用語について、以下に示します。

表 2-1 主な用語

通番	用語	解説
1	属性・属性情報	本ガイドラインでは個人に紐づく組織や役職、資格に関する情報を指す。
2	組織属性	本ガイドラインでは個人が所属する組織や役職に関する情報を指す。
3	資格属性	本ガイドラインでは個人が有する資格に関する情報を指す。
4	公開鍵暗号方式	相手に公開される「公開鍵」と利用者本人のみが所有する「秘密鍵」の2つの鍵ペアから構成される暗号技術で、この秘密鍵で電子署名されたものは公開鍵でしか署名の検証を行えない仕組みとなっている。
5	公開鍵認証基盤 (PKI)	公開鍵暗号方式による認証基盤のことで、「PKI (Public Key Infrastructure)」とも言う。利用者の公開鍵が本人に帰属していることを証明するための認証基盤。
6	電子証明書	公開鍵暗号方式にて、利用者の公開鍵が本人に帰属していることを証明するために電子認証局が発行する電子的な証明書。「公開鍵証明書」とも言う。
7	電子署名	暗号技術を利用した電子証明書により、本人が作成したことを表し、かつ改ざんの有無が確認できるように措置された電子データを言う。
8	電子認証局 (CA)	電子証明書の発行と失効のための審査・登録を行う「登録局 (RA: Registration Authority)」、電子証明書の発行と失効を行う「発行局 (IA: Issuing Authority)」、電子認証局の運用に係る規程類や失効リストなどの情報公開を行う「リポジトリ」などから構成される。「CA (Certificate Authority)」とも言う。
9	証明書プロファイル	電子証明書の仕様のことを指し、格納する情報や設定値が記載されている。

通番	用語	解説
10	識別名 (DN)	電子証明書を構成する電子認証局や証明書利用者の識別情報を示す用語で、「DN(Distinguished Name)」とも言う。
11	オブジェクト識別子 (Object Identifier)	暗号アルゴリズムやデータ型などの規格を表現するための識別子。ITU-T (国際電気通信連合電気通信標準化部門) 及び国際標準化機構 (ISO) により番号が割り振られ、世界中で一意に表現可能なツリー形式で管理されている。
12	電子署名法	正式名称を「電子署名及び認証業務に関する法律」と言い、電子署名の定義、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務の認定制度について定めた法律。 電子文書に対する電子署名が、民事訴訟法第 228 条第 4 項で規定されている紙文書に対する署名や押印と同等の法的効力を持つと規定されている。
13	特定認証業務	法令で定める技術的基準に準拠した公開鍵暗号方式等を用いて電子証明書を発行する認証業務のこと。(電子署名法第 2 条第 3 項)
14	認定認証業務	法令で定める技術的基準、設備基準、業務方法に関する基準などをクリアし、主務大臣より認定された特定認証業務のこと。(電子署名法第 4 条)
15	認定認証局	認定認証業務を行う電子認証局のこと。
16	指定調査機関	主務大臣から指定を受け、認定認証局が法令で定める基準に適合しているかどうかの調査を行う機関のこと。(電子署名法第 17 条～30 条)
17	会社法人等番号	「商業登記法」に基づき、商業登記・法人登記において登記記録ごとに各法務局より付番される 12 桁の識別番号。
18	法人番号	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国の機関、地方公共団体、法人、団体に対して国税庁長官より指定される 13 桁の識別番号。
19	政府認証基盤 (GPKI)	政府が運用する公開鍵暗号方式による認証基盤のことで、「GPKI(Government Public Key Infrastructure)」とも言う。 政府が運用する複数の電子認証局の総称であり、発行された電子証明書は政府機関への電子申請・届出の行政手続などにおいて利用される。

通番	用語	解説
20	公的個人認証サービス (JPKI)	<p>住民基本台帳に記載されている者(日本国内に住所のある個人)を対象に、各都道府県から住民基本台帳カードに格納される形で電子署名用の電子証明書が発行されている公的なサービスのことで、「JPKI (Japanese Public Key Infrastructure)」とも言う。</p> <p>発行された電子証明書は政府機関や各地方公共団体への電子申請・届出などの行政手続に利用できる。</p> <p>平成 28 年 1 月から住民基本台帳カードに代わって発行されているマイナンバーカードでは、従来の署名用電子証明書の他に本人であることを認証する用途で用いられる利用者証明用電子証明書も格納され、民間でも幅広く活用される予定。</p>
21	電子委任状法	<p>正式名称を「電子委任状の普及の促進に関する法律」と言い、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに、電子委任状取扱業務の認定制度を設けること等により、電子契約の推進を通じて電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図ることを目的としている。</p>
22	電子委任状取扱業務	<p>代理権授与を表示する目的で、法人等の委託を受けて、電子委任状を保管し、関係者に対し、当該電子委任状を提示し、又は提出する業務。(電子委任状法第 2 条第 3 項)</p>
23	認定電子委任状取扱事業者	<p>電子委任状取扱業務の認定を取得した事業者のこと。</p> <p>電子委任状取扱業務には認定制度があり(電子委任状法第 5 条～第 12 条)、認定電子委任状取扱事業者は 3 年に一度認定の更新を受ける必要がある。(政令第 328 号)</p>
24	特定電子委任状	<p>以下の事項に該当する電子委任状のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子委任状に委任者として記録された事業者による電子署名及び認証業務に関する法律に基づく電子署名が付されたもの。 ・当該電子署名が電子委任状に委任者として記録された事業者の作成に係るものであるか及び改変が行われていないかを主務省令で定める措置にて検証できること。 ・電子委任状法基本指針に定められた以下の方式に適合していること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 委任者が電子委任状に記録すべき事項を記録した電磁的記録を自ら作成する方式(委任者記録ファイル方式) ② 電子委任状取扱事業者が委任者の委託を受けて、電子委任状に記録すべき事項を受任者の利用する電子証明書に記録する方式(電子証明書方式) ③ 電子委任状取扱事業者が委任者の委託を受けて、電子委任状に記録すべき事項を受任者の利用する電子証明書とは別の電磁的記録に記録する方式(取扱事業者記録ファイル方式) <p>(電子委任状法第 2 条第 4 項)</p>

3. 本ガイドラインの対象範囲

3.1 電子署名法との関係

3.1.1 電子署名法とは

電子署名法が平成 12 年 5 月 31 日に制定され平成 13 年 4 月 1 日から施行されました。

電子署名法の枠組みは、以下の 3 本柱からなっており、電磁的記録の流通及び処理の促進を図ることを目的としています。

- (1) 電子署名の定義について規定(第 2 条)
- (2) 電磁的記録の真正な成立の推定(第 3 条)
- (3) 特定認証業務に関する認定制度(第 4 条から第 16 条)

電子署名法では、電磁的記録に対する電子署名を定義し(第 2 条)、電子署名に法的な有効性を与えました(第 3 条)。電子署名は第 2 条第 1 項にて、本人性と非改ざん性の要件を満たして行われる「措置」と定義されています。

(電子署名法第 2 条第 1 項)

この法律において「電子署名」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

また、紙の文書に本人などの署名や印がある場合、真正に成立すると推定するように、電磁的記録に本人が正当に電子署名を行っている場合、真正に成立したと推定するとしています。(表 3-1)

このように、電子署名法は個人(自然人)の電子署名に対しての法律です。

なお、本ガイドラインでは電子署名法第 2 条第 1 項で規定された電磁的記録を電子文書と呼ぶこととします。

表 3-1 真正に成立した文書の推定効

	紙の文書	電磁的記録(電子文書)
法律	民事訴訟法第 228 条第 4 項	電子署名法第 3 条
条文	私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。	電磁的記録であつて情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く。)は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

3.1.2 電子署名法と本ガイドラインの対象範囲

「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(以下、施行規則といいます)」では、住民票の写し、戸籍謄本もしくは抄本などを真偽確認の書類としているため、氏名、自宅住所、生年月日以外の情報は確認が困難です。以上のことから、氏名、自宅住所、生年月日の3つの情報以外は施行規則に基づいた方法での真偽確認を行うことができず、電子署名法の適用を受けません。

(施行規則第5条第1項第1号)

認証業務の利用の申込みをする者(以下「利用申込者」という。)に対し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本(現住所の記載がある証明書の提示又は提出を求める場合に限る。)若しくは領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。)の在留証明又はこれらに準ずるものとして主務大臣が告示で定める書類の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該利用申込者の真偽の確認を行う方法。ただし、認証業務の利用の申込み又はハに規定する申込みの事実の有無を照会する文書の受取りを代理人が行うことを認めた認証業務を実施する場合においては、当該代理人に対し、その権限を証する利用申込者本人の署名及び押印(押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。)がある委任状(利用申込者本人が国外に居住する場合においては、これに準ずるもの)の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該代理人の真偽の確認を行うものとする。

(施行規則第6条第8号)

電子証明書に利用者の役職名その他の利用者の属性(利用者の氏名、住所及び生年月日を除く。)を記録する場合においては、利用者その他の者が当該属性についての証明を認定認証業務に係るものであると誤認することを防止するための適切な措置を講じていること。

一方、ビジネス活動は、資格を持つ個人、もしくは企業内の個人によって、行われています。たとえば、企業間の契約や入札では会社代表者でなくとも、内規などにより権限を付与された従業員を代理人として、所属組織情報や役職を紐付けることにより、契約や申請を実施している企業が多くあります。また、不動産などの登記では、司法書士や土地家屋調査士の資格、企業の会計や税務処理では税理士の資格、社会保険関係の申請では社会保険労務士の資格、官公庁への許認可などの申請では行政書士の資格、を用いて代理の業を営むことができ、文書の電子化などでは文書情報管理士の資格を用いた運用管理ができます。

本ガイドラインでは、「個人が所属する組織や役職」を「組織属性」と呼び、「個人が保有する資格」を「資格属性」と呼び、双方合わせたものを「属性」と呼びます。

次章以降では、電子署名法では対象外となっている、個人の「属性」の真偽確認方法や電子証明書への格納方法について記載しています。(表 3-2)

表 3-2 電子署名法と本ガイドラインの対象範囲

	電子署名法	本ガイドライン
確認情報	氏名 自宅住所 生年月日	所属組織 役職 保有資格 など
真偽確認書類	住民票の写し 戸籍の謄本もしくは抄本 など	登記事項証明書 企業在籍証明書 資格が確認できる会員名簿 など

※本ガイドラインは、電子署名法に準拠した個人に対する電子証明書の属性を対象としています。

また、電子証明書に格納されている内容に変更があった際には、利用者が速やかに失効を申請し、新たな利用申込みを行う必要があります。(施行規則 第 6 条第 10 号)

(施行規則第 6 条第 10 号)

電子証明書の有効期間内において、利用者から電子証明書の失効の請求があったとき又は電子証明書に記録された事項に事実と異なるものが発見されたときは、遅滞なく当該電子証明書の失効の年月日その他の失効に関する情報を電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録すること。

3.2 電子委任状法との関係

3.2.1 電子委任状法とは

「電子委任状の普及の促進に関する法律(平成 29 年法律第 64 号)」(以下、電子委任状法といいます)が平成 30 年 1 月 1 日に施行されました。

同法では、「電子委任状の普及を促進するための基本的な指針(平成 29 年総務省・経済産業省告示第 3 号)」(以下、電子委任状法基本指針といいます)が定められています。

電子委任状法では、代理権授与を表示する目的で、法人等の委託を受けて電子委任状を保管し、関係者に対し当該電子委任状を提示し、又は提出する「電子委任状取扱業務」の認定制度を設けること等により、電子契約の推進を通じて電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図ることを目的としています。

電子委任状の利用によりオンライン化が推進される手続として、以下が想定されています。

- (1) 企業間で行われる電子契約、申込み等の手続
- (2) 国及び地方公共団体の調達における電子入札等の手続
- (3) 行政機関に対する電子申請等の手続

電子委任状とは、法人の代表者等が使用人等に代理権を与えた旨を表示する電磁的記録のことを指します。電子委任状法では、委任者記録ファイル方式、電子証明書方式、取扱事業者記録ファイル方式の3つの方式に分けて当該電子委任状を定義していますが、本ガイドラインでは、委任関係を属性情報として格納する電子証明書方式を対象として記載します。

電子証明書方式とは、電子委任状取扱事業者が、委任者の委託を受けて、電子委任状に記録すべき事項を受任者の利用する電子証明書に記録する方式です。

認定認証局が認定電子委任状取扱事業者として電子証明書方式の電子委任状を発行した場合、組織属性の内、委任者が受任者に与える「代理権内容」等、委任関係を表す属性情報が含まれることとなります。電子証明書方式の電子委任状は、電子署名法の適用を受けないとされた氏名、自宅住所、生年月日以外の属性情報を信頼されるものとするための法制度化ともいえます。

電子証明書方式の電子委任状は、受任者が電子証明書を用いて契約書等に電子署名を行うことで、自らが当該契約書等の作成に必要な代理権を有していることを契約の相手方等に対して証明することができます。すなわち、契約の相手方等は、受任者の電子署名が行われた契約書を受領した際に、当該電子署名の有効性を検証することにより、受任者が当該契約書等の作成に必要な代理権を授与されていることを電磁的に確認することが可能です。

このような確認を確実なものにするためには、電子証明書に代理権を有していることを属性として格納するにあたり、認定電子委任状取扱事業者である認証局は十分な確認を行う必要があります。

次章以降では、電子委任状としての「属性」の真偽確認方法や電子証明書への格納方法についても記載しています。

3.3 本ガイドラインの対象とするシステム

本ガイドラインは、認定認証局が発行する電子証明書を使用するシステムのうち、「属性」情報を利用しているシステムを対象とします。

例として「組織属性」を確認して企業を特定するシステムや、「資格属性」を確認して士業の資格保有者を確認するシステムが挙げられます。

具体例は、「5.4 属性の利用用途例」を参照ください。

3.4 関連法令／参考文献など

3.4.1 関連法令

- 電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)
- 電子署名及び認証業務に関する法律施行令(平成 13 年 2 月 28 日政令第 41 号)
- 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号)
- 民法(明治 29 年法律第 89 号)
- 商法(明治 32 年法律第 48 号)
- 民事訴訟法(平成 8 年 6 月 26 日法律第 109 号)
- 会社法(平成 17 年法律第 86 号)
- 司法書士法(昭和 25 年法律第 197 号)
- 土地家屋調査士法(昭和 25 年法律第 228 号)
- 行政書士法(昭和 26 年法律第 4 号)
- 税理士法(昭和 26 年法律第 237 号)
- 社会保険労務士法(昭和 43 年法律第 89 号)
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号)
- 電子委任状の普及の促進に関する法律(平成 29 年法律第 64 号)
- 電子委任状の普及の促進に関する法律の施行期日を定める政令(平成 29 年政令第 327 号)
- 電子委任状の普及の促進に関する法律第六条第一項の期間を定める政令(平成 29 年政令第 328 号)
- 電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則(平成 29 年総務省・経済産業省令第 1 号)
- 電子委任状の普及を促進するための基本的な指針(平成 29 年総務省・経済産業省告示第 3 号)

3.4.2 参考文献

- 国土交通省:建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて(技術的助言)(平成 26 年 5 月 7 日付け国住指第 394 号)
- 厚生労働省:第 29 回医療情報ネットワーク基盤検討会「電子処方せんの運用ガイドライン(案)について」(平成 28 年 2 月 10 日)
- Directive 1999/93/EC of the European Parliament and of the Council of 13 December 1999 on a Community framework for electronic signatures
- Regulation (EU) No910/2014 of the European Parliament and of the Council of 23 July 2014 on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market and repealing Directive 1999/93/EC
- 総務省:第 8 回 ICT 街づくり推進会議、共通 ID 利活用ワーキンググループ(平成 25 年 12 月～)
- 電子委任状の普及を促進するための基本的な指針解説

3.4.3 参考証明書プロファイル

- Request for Comments: 5280(Internet X.509 Public Key Infrastructure Certificate and Certificate Revocation List (CRL) Profile)
- AOSign サービス運用規程
- e-Probatio PS2 サービス 証明書ポリシー(CP)
- e-Probatio PSA サービス 証明書ポリシー(CP)
- セコム認証サービス セコムパスポート for G-ID 証明書ポリシー(Certificate Policy)
- TOiNX 電子入札対応認証サービス 認証局運用規則
- TDB 電子認証サービス TypeA 運用規程
- DIACERT サービス運用規程
- DIACERT-PLUS サービス運用規程
- 株式会社日本電子公証機構 認証サービス業務規程

4. 電子証明書に格納する属性の種類

本章では、電子証明書に格納する属性の種類について述べます。
属性として「組織属性」「資格属性」に大別して以下に記載します。

4.1 組織属性

個人に関する組織属性として、本ガイドラインで対象としている電子証明書には下表に記載される属性が格納されています(電子認証局個別の格納内容は「付録-1 証明書プロファイル」を参照のこと)。属性ごとの審査方法や利用用途については「5.2 属性情報の審査方法」及び「5.4 属性の利用用途例」を参照してください。

電子証明書の用途に応じて必要な属性が選択されます(例、電子メールの署名/暗号化にはメールアドレスが必須、など)。

平成 29 年 1 月以降、法人番号¹が認定認証局の発行する電子証明書に格納されました。今後は企業識別やデータ入力時の省力化などの利活用が期待されます。

令和元年度後半からは、一部の認定認証局且つ認定電子委任状取扱事業者が発行する電子証明書に、電子委任状法の電子証明書方式として、新たな属性である「代理権内容」が格納される予定です。電子証明書が委任状の役割を果たすため、今後の利活用が期待されています。

認定電子委任状取扱事業者が発行する電子証明書の属性として、「代理権内容」が格納されている、又は CP/CPS 等にて特定電子委任状であることを明記している電子証明書は電子委任状法に基づき発行された電子証明書になります。当該電子証明書の場合、下表のとおり組織属性の内、電子委任状としての役割を担う属性となります。

表 4-1 主な組織属性

属性名称	属性に関する説明・補足など	電子委任状としての役割を担う属性
組織名	「商業登記簿」の「商号」や個人事業主の「屋号」を格納。その他として民間の企業情報データベースなどを援用し確認・格納する方式も存在。	○
組織所在地	「商業登記簿」の「本店」を都道府県と市区郡町村以下で別記。その他民間の企業情報データベースなどを援用し確認する方式も存在。商業登記簿の本店とは異なり、実質本店を格納する場合も存在。	○
法人番号	国税庁長官が指定した企業を一意に識別可能な番号。	○
組織番号	法人番号以外に企業を一意に識別可能な番号として以下例示する。 ● 会社法人等番号(法務局が付番)	

¹ 平成 29 年 1 月より、法人番号の指定対象法人等に対して、格納を開始。法人番号を格納する電子証明書を発行する認定認証局は「付録-1 証明書プロファイル」を参照。

表記は、法人番号であることを識別できるように法人番号(13桁)にプレフィックスとして JCN を付加し、合計 16 文字とする。

「法人番号に関する FAQ」

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/shitsumon/>

	<ul style="list-style-type: none"> ● LEI (Legal Entity Identifier: 取引主体識別コード) ● 民間の企業情報データベースで付番されている企業識別番号 (例. 株式会社帝国データバンクの TDB 企業コード、一般財団法人日本情報経済社会推進協会の標準企業コード) 	
代理権内容	委任者である組織の代表者が受任者である組織の社員に与える代理権の内容を格納。	○
部門名	部局や部課などを格納。	
部門所在地	上記「組織所在地」とは別に格納。	○
メールアドレス	申請を受けたメールアドレスを格納。	
代表者名	組織代表者の氏名を格納。	○
代表肩書	組織代表者の肩書を格納。	○
役職肩書	役職を格納 (組織代表者以外の場合)。	○

4.2 資格属性

個人に関する資格属性として、本ガイドラインで対象としている電子証明書には、下表に記載される公的資格又は民間資格があります。

表 4-2 資格の種類

資格の種類	資格名
公的資格	行政書士、司法書士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士
民間資格	文書情報管理士 (公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(略称:JIIMA、以下同じ)が認定する資格)

これらの電子証明書は、各資格の業務で利用されています。

個人に関する資格を示す属性として電子証明書には下表に記載される属性が格納されています(電子認証局個別の格納内容は「付録-1 証明書プロフィール」を参照のこと)。それぞれの属性ごとの審査方法や利用用途については「5.2 属性情報の審査方法」を参照してください。

表 4-3 主な資格属性

属性名称	属性に関する説明・補足など
団体名	資格情報が登録されている団体などの名称を格納。
資格名	保有する資格の名称を格納。
認定名	保有する認定の名称を格納。
事務所所在地	所属する事務所の所在地を格納。
事務所名称	所属する事務所の名称を格納。
事務所名称又は勤務先事業所名称	所属する事務所の名称又は勤務する事業所の名称を格納。
登録番号	有資格者個人ごとに割り当てられる資格の登録番号を格納。
認定番号	保有する認定の番号を格納。
会員種別	開業、法人の社員、勤務などの会員の種別を格納。

5. 属性情報の法的意義・審査方法・利用用途例

5.1 属性情報の法的意義

ここでは、組織名や組織内での役職などを属性として持つ電子証明書に基づいて、従業員が組織としての意思表示(契約など)をした場合の、法的効力について述べます。

(1) 従業員の意思表示の効果の組織への帰属

組織の従業員は、(商業)使用人としての包括的代理権を持っています(商法第25条、会社法第14条)。会社法第14条の規定は以下のとおりです(商法第25条も同様です)。

(会社法第14条 ある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人)

事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人は、当該事項に関する一切の裁判外の行為をする権限を有する。

2 前項に規定する使用人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

したがって、職務分掌規程又は職務権限規程といった各企業・組織の内規などにより権限を付与された従業員は、その権限の範囲においては組織を代理する権限があるわけです。このような従業員が行った意思表示は、組織の代理人の意思表示になりますから、意思表示の効果は組織に帰属します。

問題となるのは、権限がありそうな肩書きを持っているにもかかわらず、内規などでは権限がない場合です。例えば、取締役資材部長のA氏が、内規により100万円までの資材購入の決裁権限を持っています。このときにA氏が300万円の資材の購入の契約をしたとします。契約の相手方は、取締役資材部長には、当然に300万円の契約を行う権限があると考えられるものと思われます。この場合には、取締役資材部長として通常持つであろう権限を内規で「制限したもの」と解釈されます。契約の相手方は、このような「制限」を知りませんから、上記の会社法第14条第2項(商法第25条第2項も同様)における「善意の第三者」として保護され、契約の効果は組織に帰属することになります。

逆に、明らかに権限がなさそうな場合(法務部長が、資材調達の契約をする場合など)には、契約の相手方は、この条文では保護されません(契約の効果は組織に帰属しません)。なお、組織に効果が帰属しない結果として、契約の相手方が被害を受けた場合には、組織に対して使用者責任(民法第715条)により損害賠償を請求することが可能です。

(2) 肩書きなどの表示への組織の関与

以上のような責任を組織に負わせるためには、組織が実際に権限を与えているか、与えていないまでも、与えていると相手方を誤認させるような肩書きを名乗らせている(名乗ることを組織が認めている)ことが必要になります。つまり、組織が、従業員の組織への帰属や肩書きについて認めていて、契約の相手方がそれを信用することが重要となります。

契約の相手方から見れば、従業員の属性が、組織が認めた属性であれば、その属性に常識的に附随すると考えられる権限内の意思表示であれば、保護されることになります。したがって、このような属性が、確かに組織の認めるところであることが重要なのです。

通常、このような属性は契約書に記載されます。たとえば、契約者の氏名欄に「〇〇株式会社 ××事業部長 誰野誰兵衛」という形式で書かれます。多くの契約の際には、この記載だけでな

く、直接面談した際の状況や、名刺に記載された肩書きなどを参照して、会社が認める属性であることを確認することになります。このような確認のための有力な手段として、電子証明書への格納が考えられます。

まさに、電子委任状法に基づく電子証明書は、委任者より代理権を与えられた受任者であることを電子証明書の属性で表すことができ、法制度化により当該属性の信頼性が担保されたといえます。なお、電子署名法に基づき発行される電子証明書も、認定の対象外とされる属性に関して、5.2 属性情報の審査方法のとおり、厳格な審査の上で格納され、実際に電子申請などにおいて当該属性が利用されています。

電子証明書に、属性として組織名や肩書きを格納するにあたって、組織(具体的には組織の代表者など)の指示に基づいていれば、この属性が組織の認めるものであるということを確認できます。したがって、電子認証局としては、組織の代表権限のある者の指示であることを確認して、電子証明書の属性を格納することが必要となります。

なお、従業員が組織から外れたり、肩書きが変わったりしたときには、ただちに電子証明書を失効させるべきです。組織が電子認証局に通知することにより、失効手続をとる仕組みになっている必要があります(認定認証業務の場合には、施行規則第6条第10号の「電子証明書に記録された事項に事実と異なるものが発見されたとき」により失効手続をとるものと考えられます)。もしも、失効の処理をとらなければ、代理権消滅後の表見代理(民法第112条)として、当該従業員の意思表示の効果が組織に帰属することが考えられます。

(3) 資格属性の格納

行政書士などの公的資格は、一定の業務を行うための要件となっています(行政書士法第19条第1項、司法書士法第73条第1項、税理士法第52条、社会保険労務士法第27条、土地家屋調査士法第68条第1項など)。これらの有資格者に業務を委任する場合、及び、有資格者からの文書を受け取ったときには、その資格の有効性を確認すべきです。資格者証やバッジ、有資格者を登録する団体のホームページなどでも確認は可能ですが、電子文書を受け取った場合には、その文書に付された電子署名に係る電子証明書で確認する方法が最も簡明です。

このような確認を確実なものにするためには、電子証明書に資格を属性として格納するにあたって、電子認証局は十分な確認を行う必要があります。十分に確認された属性が格納されていれば、電子証明書は資格確認の一つの有力なインフラとして機能するものと思われま

(4) 組織属性・資格属性の取扱い

以上のように、組織属性及び資格属性の電子証明書への格納については、その属性に関して責任を持つ組織や有資格者を登録する団体などにより認められたものである必要があります。そのため、電子認証局としては、組織や当該団体が認めていることを十分に確認した上で電子証明書を発行することになります。

なお、電子署名付きの電子文書を受け取った者は、電子署名の検証を行う際に電子証明書の格納内容を確認し、組織属性、資格属性が、信頼できる電子認証局(電子委任状の場合は認定電子委任状取扱事業者)が格納した確かな属性であることを確かめるべきです。確かな属性であることが確認されれば、受領した電子文書について、将来、紛争が起こっても、組織への効果の帰属、有資格者による意思表示又は受任者が代理権を有することの証明等の確実性を容易に示すことができるものと考えられます。

5.2 属性情報の審査方法

属性情報の審査方法について、組織属性、資格属性のそれぞれの場合に分けて以下に記載します。

5.2.1 組織属性

認定認証局では、電子証明書に格納する組織属性として、組織名に限定せず、当該組織の組織所在地、組織番号など、様々な情報が用いられています。以下に、電子証明書に格納している組織属性の種類を表 5-1 にまとめます。

表 5-1 組織属性の種類

属性名称	法人組織	個人事業主	中央官庁/地方公共団体、登記のない法人組織などの組織
組織名	○	○	○
組織所在地	○	○	○
法人番号	○	—	法人番号の指定対象法人等において格納 ¹
組織番号	○	△ ²	△ ²
代理権内容	○	○	○
部門名	○	—	○
部門所在地	○	—	○
メールアドレス	○	○	○
代表者名	○	○	○
代表肩書	○	—	○
役職肩書 (組織代表者以外)	○	—	○

¹ 「法人番号の指定対象法人等のイメージ」

http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsumei/images/houjinbangou_sitei.pdf

²例として、株式会社帝国データバンクが提供する TDB 企業コードの場合は、個人事業主や、中央官庁/地方公共団体、登記のない法人組織などの組織に対しても付番される。

組織に所属する個人から認定認証局に対して、表 5-1 に示した自らの所属する組織の組織情報を格納する電子証明書を申請する場合は、次のいずれかの方法で当該個人の所属する組織の実在性及び電子証明書に組織情報を格納することの許諾を確認します。組織属性の審査方法は電子署名法に定められてはいませんが、認定認証局の規程に明記したうえで厳格な審査を実施しています。

・法人組織の場合

電子証明書の申込みを行う個人の所属する組織が法人組織の場合、登記される内容に基づく組織名、組織所在地、代表者名、代表肩書などがあります。また当該組織に所属する個人の法人組織の属性として組織内の部門名、部門所在地、役職肩書などがあり、これを証明するために代表者印が押印された在籍証明書などが必要になります。このため、これらそれぞれの属性を証明するものとして、登記事項証明書、印鑑証明書、及び在籍証明書などの書類を利用申込書に添付して提出します。

電子証明書の利用申込書に記載された組織名、組織所在地、代表者名、代表肩書などを利用申込み時に提出された登記事項証明書により組織の実在性を確認します。

組織番号を格納する場合には、登記事項証明書により実在性が確認できた組織名、組織所在地、組織代表者などを基に民間企業情報データベースを検索して組織番号を取得することで確認します。なお、法人番号は、電子証明書の申込みを行う個人の所属する組織の登記事項証明書に記載される会社法人等番号 12 桁からチェックデジット 1 桁を計算で求めるか、又は「国税庁法人番号公表サイト¹」において検索して確認します。

また、組織名、及び組織所在地が記載された利用申込書への当該法人組織の印鑑証明書で証明される組織代表者印の押印、あるいは別途提出された在籍証明書などへの当該法人組織の印鑑証明書で証明される組織代表者印の押印と利用申込書と在籍証明書などの利用申込者名と自宅住所の照合により、利用申込者が当該組織に所属する本人であること、その部門名、部門所在地、及び役職肩書が正しいこと、並びに組織代表者の意思による組織情報が格納された電子証明書の発行の許諾を確認します。

さらにメールアドレスを格納する場合には、利用申込書に記載されたメールアドレスに対してメールを送信して送達確認を行なうことで、その正当性を確認します。

・個人事業主の場合

電子証明書の申込みを行う個人が個人事業主である場合、商業登記法に基づく登記事項証明書が存在しないため、それぞれの属性を証明するために、これに代わるものとして以下に示すような書類を利用申込書に添付して提出します。

電子証明書の利用申込書に記載された組織名、組織所在地、代表者名を個人事業の開業・廃業等届出書のコピー、各種の事業の許可申請書、あるいはその許可書、許可通知書のコピー、事業や事務所などの登録が必要な業種の登録証明書のコピーなど公的機関が内容を確認の上に受付する書類(受付印、受付日のあるもの)、あるいは公的機関がその届出、申請、登録の結果として事業者へ交付する書類のコピー(発行印、発行日付のあるもの)、これらに準ずる書類で公的機関又はこれに準ずる機関の印の付いた証明書(各県建築士事務所協会の発行する登録証明書、国土交通省地方整備局の発行する登録証明書、病院企業団の発行する各種通知など)、税務署の收受日付印を押なつした申告書控えのコピー(これに準ずる e-Tax の受信通知及び申告データ出力分の印刷物でも可)のいずれかを提出することによって組織の実在性を確認します。なお、当

¹ 国税庁法人番号公表サイト URL <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

該個人事業主が商号登記している場合には、登記事項証明書により組織の実在性を確認します。

また、組織名、及び組織所在地が記載された利用申込書への組織責任者名義の印鑑登録証明書で証明される実印の押印、あるいは別途提出された在籍証明書などに組織責任者名義の印鑑登録証明書で証明される実印の押印と利用申込書と在籍証明書などの利用申込者名と自宅住所の照合により、利用申込者が当該組織に所属する本人であること、組織責任者の意思による組織情報が格納された電子証明書の発行の許諾を確認します。この時、組織情報を確認する書類には、組織責任者である者の氏名と、この者が組織責任者であることを示す記載があることとします。

さらにメールアドレスを格納する場合には、利用申込書に記載されたメールアドレスに対してメールを送信して送達確認を行なうことで、その正当性を確認します。

・中央官庁/地方公共団体、登記のない法人組織などの組織の場合

電子証明書の申込みを行う個人が所属する組織が中央官庁、地方公共団体、公営医療機関、あるいは健康保険組合や厚生年金基金などの場合には、商業登記法に基づく登記事項証明書が存在せず、かつ個人事業主のように開業の届出や事務所の登録の届出などを行なうことはありません。この場合には、利用申込書に記載された組織名、組織所在地、代表者名、代表肩書などの属性を証明するものとして、組織ごとに認定認証局の定める書類に記載された内容と当該組織責任者名義の印鑑登録証明書で証明される実印を押印した書類を利用申込書に添付して提出します。

また、組織名、及び組織所在地が記載された利用申込書への組織責任者名義の印鑑登録証明書で証明される実印の押印、あるいは別途提出された在籍証明書などに組織責任者名義の印鑑登録証明書で証明される実印の押印と利用申込書と在籍証明書などの利用申込者名と自宅住所、また当該組織に所属する個人の組織の属性として組織内の部門名、部門所在地、役職肩書の照合により、利用申込者が当該組織に所属する本人であること、組織責任者の意思による組織情報が格納された電子証明書の発行の許諾を確認します。この時、組織情報を確認する書類には、組織責任者である者の氏名と、この者が組織責任者であることを示す記載があることとします。

なお、組織が「法人番号の指定対象法人等」に該当する場合、法人番号は、電子証明書の申込みを行う個人の所属する組織の登記事項証明書に記載される会社法人等番号12桁からチェックデジット1桁を計算で求めるか、又は「国税庁法人番号公表サイト」において検索して確認します。

以上、組織の実在性確認、利用申込者が当該組織に所属する本人であることの確認と組織属性を格納する電子証明書の発行の意思確認に関する手続きを述べてきました。この他に、電子証明書に格納する個別の組織属性ごとに分類して、属性情報を審査する方法の詳細を表5-2にまとめています。

認定認証局では、利用申込者が当該組織に所属する本人であること、組織責任者の意思による組織情報が格納された電子証明書の発行の許諾があることを確認した上で、下表のように組織属性を確認しています。

表 5-2 組織属性の確認のための審査方法

属性名称	組織の種類	提出を求める書類	属性情報を審査する方法
組織名※	・ 登記している法人 ・ 商号登記している個人	利用申込書、登記事項証明書	利用申込書に記載の組織名を登記事項証明書に記載されている組織名と照合し、組織情報を確認する。
	・ 個人事業主 ・ 登記されない団体(公営医療機関など)	利用申込書、組織情報を証明する書類(公印があるもの)、組織責任者の印鑑登録証明書	利用申込書に記載の組織名を公的機関が発行し、公印が確認できる組織情報を証明する書類に記載された組織名と照合し、組織情報を確認する。
		利用申込書、組織情報を証明する書類、組織責任者の印鑑登録証明書	利用申込書に記載の組織名を、組織情報を証明する書類への組織責任者の印鑑登録証明書で証明される組織責任者の実印の押印により組織名を確認する。
組織所在地※	・ 登記している法人 ・ 商号登記している個人	利用申込書、登記事項証明書	利用申込書に記載の組織所在地を登記事項証明書に記載されている本店所在地、あるいは支店所在地と照合し、組織所在地を確認する。
	・ 個人事業主 ・ 登記されない団体(公営医療機関など)	利用申込書、組織情報を証明する書類(公印があるもの)、組織責任者の印鑑登録証明書	利用申込書に記載の組織所在地を公的機関が発行し、公印が確認できる組織情報を証明する書類に記載された組織所在地と照合し、組織所在地を確認する。
		利用申込書、組織情報を証明する書類、組織責任者の印鑑登録証明書	利用申込書に記載の組織所在地を、組織情報を証明する書類への組織責任者の印鑑登録証明書で証明される組織責任者の実印の押印により組織所在地を確認する。
法人番号※	・ 登記している法人	利用申込書、登記事項証明書	登記事項証明書に記載されている「会社法人等番号(12桁)」から「法人番号(13桁)」を計算により算出、又は「国税庁法人番号公表サイト」(http://www.houjin-bangou.nta.go.jp)を参照することにより確認する。 利用申込書に法人番号の記載がある場合には、上記方法にて確認した法人番号と利用申込書に記載されている法人番号が一致していることを確認する。
	・ 上記以外の法人又は人格のない社団等	利用申込書、法人番号が記載された組織情報を証明する書類(公印があるもの)、組織責任者の印鑑登録証明書、等	法人番号が記載された組織情報を証明する書類(公印があるもの)、又は「国税庁法人番号公表サイト」(http://www.houjin-bangou.nta.go.jp)を参照することにより確認する。 利用申込書に法人番号の記載がある場合には、上記方法にて確認した法人番号と利用申込書に記載されている法人番号が一致していることを確認する。

属性名称	組織の種類	提出を求める書類	属性情報を審査する方法
組織番号	・ 登記している法人	利用申込書、登記事項証明書	利用申込書に記載の組織名、組織所在地、組織代表者名を基に民間企業情報データベースを検索し組織番号を取得して確認する。
代理権内容※	・ 登記している法人 ・ 個人事業主 ・ 登記されない団体(公営医療機関など)	利用申込書、在籍証明書(組織代表者印があるもの)、印鑑証明書(組織代表者のもの)	利用申込書に記載の代理権内容と在籍証明書(組織代表者印があるもの)に記載の代理権内容を照合、且つ在籍証明書の組織代表者印と印鑑証明書の組織代表者印を照合し、代理権内容を確認する。
部門名	・ 登記している法人 ・ 登記されない団体(公営医療機関など)	利用申込書、在籍証明書(組織代表者印があるもの)、印鑑証明書(組織代表者のもの)	利用申込書に記載の部門名と在籍証明書(組織代表者印があるもの)に記載の部門名を照合、且つ在籍証明書の組織代表者印と印鑑証明書の組織代表者印を照合し、部門名を確認する。
部門所在地※			利用申込書に記載の部門所在地と在籍証明書(組織代表者印があるもの)に記載の部門所在地を照合、且つ在籍証明書の組織代表者印と印鑑証明書の組織代表者印を照合し、部門所在地を確認する。
メールアドレス	-	利用申込書	利用申込書に記載のメールアドレスにメールを送信し、メールの送達を確認できた場合に格納する。 又は、オンライン入力時に利用者本人がメールアドレスを確認する。なお、間違っていた場合は、その後の通知及びダウンロード PIN が利用者に届かない。
代表者名※	・ 登記している法人	利用申込書、登記事項証明書	利用申込書に記載の組織の代表者名を登記事項証明書に記載されている代表者名と照合し、代表者名を確認する。
	・ 個人事業主 ・ 登記されない団体(公営医療機関など)	利用申込書、組織情報を証明する書類(公印があるもの)	利用申込書に記載の組織代表者名を公的機関が発行し、公印が確認できる組織情報を証明する書類に記載された組織代表者名と照合し、代表者名を確認する。
代表肩書※	・ 登記している法人	利用申込書、登記事項証明書	利用申込書に記載の組織の代表肩書を登記事項証明書に記載されている代表者の肩書と照合し、代表肩書を確認する。

属性名称	組織の種類	提出を求める書類	属性情報を審査する方法
	・ 登記されない 団体(公営医療機関など)	利用申込書、組織情報を証明する書類	利用申込書に記載の組織の代表肩書と組織情報を証明する書類に記載されている代表者の肩書とを照合し、代表肩書を確認する。
役職肩書 (組織代表者以外) ※	・ 登記している法人 ・ 登記されない 団体(公営医療機関など)	利用申込書、在籍証明書(組織代表者印があるもの)、印鑑証明書(組織代表者のもの)	利用申込書に記載の組織の役職肩書と在籍証明書に記載の役職肩書を照合、且つ在籍証明書の組織代表者印と印鑑証明書の代表者印を照合することにより、役職肩書を確認する。

※組織属性の内、電子委任状としての役割を担う属性。

認定電子委任状取扱事業者が電子証明書方式の電子委任状を発行する場合は、上記の組織属性の審査に加え、電子委任状法に記載された審査方法により確認する必要があります。審査では、委任者本人の意思に基づくものであること、及び委任者の実在性の確認を実施します。また、受任者が法律上の資格を有する場合には、当該資格に係る情報が真正であることの確認を実施します。

電子証明書方式の電子委任状の審査は、電子委任状法基本指針の第4の1の四、五、六に記載されています。

委任に関する属性を証明するものとして、電子証明書に格納される属性を委任者の種類ごとに分類し、各属性情報を審査する方法の詳細を以下の表 5-3 にまとめています。

表 5-3 電子証明書方式の電子委任状を発行する場合の審査方法

属性名称	委任者の種類	提出を求める書類等	属性情報を審査する方法
組織属性の内、※の記載があるもの	法人代表者	電子委任状に記録すべき事項を記録した電磁的記録に委任者の電子署名を付したもの 及び当該電子署名が商業登記法に基づく電子証明書以外の場合は、別途登記事項証明書又は組織代表者印の印鑑証明書	委任者の意思に基づくものであることを確認するため、委任者の電子署名が以下のいずれかであり、当該電子署名が有効であることを確認する。 ・ 電子署名法に基づく認定認証事業者又は認定外国認証事業者の電子証明書 ・ 商業登記法に基づく電子証明書 ・ 公的個人認証法に基づく電子証明書 又は、電子委任状に記録すべき事項を記載した書面に委任者の印鑑として押印された組織代表者印と印鑑証明書の組織代表者印を照合することにより確認する。
		又は、電子委任状に記録すべき事項を記載した書面及び代表者印の印鑑証明書	委任者が実在する法人の代表者であることを確認するため、委任者の電子署名が以下であり、当該電子署名が有効であることを確認する。 ・ 商業登記法に基づく電子証明書 又は、電子委任状に記録すべき事項に記載の組織名及び委任者である組織代表者名を登

属性名称	委任者の種類	提出を求める書類等	属性情報を審査する方法
			<p>記事項証明書の組織名、組織代表者名と照合する。</p> <p>若しくは、電子委任状に記録すべき事項を記載した書面に委任者の印鑑として押印された組織代表者印と印鑑証明書の組織代表者印を照合することにより確認する。</p>
	<p>個人事業主 (又は個人)</p>	<p>委任者の電子署名付きの電子委任状に記録すべき事項を記録した電磁的記録</p> <p>又は電子委任状に記録すべき事項を記載した書面及び住民票の写し及び個人印の印鑑登録証明書</p>	<p>委任者本人の意思に基づくものであることを確認するため、委任者の電子署名が以下のいずれかであり、当該電子署名が有効であることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子署名法に基づく認定認証事業者又は認定外国認証事業者の電子証明書 ・ 公的個人認証に基づく電子証明書 <p>若しくは、電子委任状に記録すべき事項を記載した書面に委任者の印鑑として押印された個人の実印と印鑑登録証明書の印を照合することにより確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録証明書 <p>委任者として記録される者が実在することを確認するため、委任者の電子署名が以下のいずれかであり、当該電子署名が有効であることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子署名法に基づく認定認証事業者又は認定外国認証事業者の電子証明書 ・ 公的個人認証に基づく電子証明書 <p>又は、電子委任状に記録すべき事項に記載の委任者の氏名、(あれば生年月日)と住民票の写しの氏名、(あれば生年月日)を照合する。及び電子委任状に記録すべき事項を記載した書面に委任者の印鑑として押印された実印と印鑑登録証明書の実印の照合により確認する。</p>
	<p>法人代表者及び個人事業主 (又は個人)</p>	<p>受任者が法律上の資格を有する場合には、委任関係を証明する書類(必須ではない)</p>	<p>当該電子委任状に受任者の資格に係る情報を記録するときは、あらかじめ、当該資格に係る名簿の登録及び管理を行う団体に照会する等の方法により、当該資格に係る情報が真正であることを確認する。なお、受任者が法律上の資格を有する場合には、委任関係を証明する書類も確認することが望ましい。</p>

上記の電子証明書方式の電子委任状に関し、提出を求める書類等をまとめた図は以下となります。







図 5-1 電子証明書方式の電子委任状を発行する場合に提出を求める書類等

委任者が電子署名^①に利用する電子証明書は、次のいずれかであればならない

① 電子署名法に基づく認定認証事業者又は認定外国認証事業者の電子証明書

② 商業登記法に基づく電子証明書

③ 公的個人認証法に基づく電子証明書

委任者	法人代表者の場合			個人事業主(又は個人)の場合	
申込方法	電子	電子+紙	紙	電子	紙
必要書類1	 <small>②の電子署名</small>	 <small>①、③の電子署名</small>		 <small>①、③の電子署名</small>	
必要書類2	—	<p>本人確認書類</p> <p>登記事項証明書 or 印鑑証明書</p> 	<p>印鑑証明書</p> 	—	<p>本人確認書類</p> <p>住民票の写し or 印鑑登録証明書</p> 
資格確認	<p>※電子委任状に受任者の資格に係る情報を記録する場合のみ</p> <p>受任者の資格確認の照会  + 委任関係を証明する書類(必須ではない) </p>				

5.2.2 資格属性

国家資格などの資格属性の審査に際しては、法令により登録、作成が義務づけられている有資格者名簿や有資格者を登録する組織や団体が作成、管理する名簿などにより確認する方法があり、申請された資格を保有する者の実在性の確認(資格の実在性確認)と利用申込者と資格保有者が同一であることの確認(資格保有者の本人性確認)を実施します。

・名簿などにより資格を確認する方法

電子証明書に格納する資格属性の真偽確認は、法令により登録、作成が義務づけられている有資格者名簿や有資格者を登録する組織や団体が作成、管理する名簿など(資格を有するものを管理している台帳又はデータなど)の、適正に管理された情報を用いて資格属性の真偽を確認する必要があります(※)。

資格保有者が認定認証局に資格属性を格納する電子証明書の利用申込みをする場合、認定認証局は、名簿などを照合し、利用申込書に記載された有効な資格保有者が実在すること(名簿から抹消されていない、退会していないことなど)、申請内容に誤りが無いこと(登録番号や事務所所在地などの資格属性に誤植などが無いこと)を確認し、利用申込書に記載された利用申込者の氏名、自宅住所、事務所名称などと名簿などを照合し利用申込者と資格保有者が同一であることを確認します。

※施行規則改正が平成 27 年 9 月 8 日付けで行われ、第5条第1項第1号に「これらに準ずるものとして主務大臣が告示で定める書類」が追加されました。

また、同日付けで施行された総務省 法務省 経済産業省 告示第3号にて、施行規則第5条第1項第1号の規定に基づき主務大臣が告示で定める書類として、5つの士業の名簿の写しが追加されました。これにより、真偽確認書類として、住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書、戸籍の謄本もしくは抄本等に加えて、名簿の写しが認められ、名簿の写しによる本人の確認を行うことが可能となりました。

名簿の写しとは、5つの士業団体¹が、名簿に記載された利用者の情報の全部又は一部を写した紙媒体又は電子データとして発行したものを指します。発行された名簿の写しは、利用者が登録局に提出することにより真偽確認書類として認められます。

なお、この名簿の写しによる真偽確認と併せて、上記の「名簿などにより資格を確認する方法」と同様の方法で資格を確認できます。

(施行規則第5条第1項第1号)抜粋

認証業務の利用の申込みをする者(以下「利用申込者」という。)に対し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、戸籍の謄本若しくは抄本(現住所の記載がある証明書の提示又は提出を求める場合に限り。)若しくは領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。)の在留証明又はこれらに準ずるものとして主務大臣が告示で定める書類の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該利用申込者の真偽の確認を行う方法。

総務省 法務省 経済産業省 告示第3号

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省 法務省 経済産業省 令第2号)第5条第1項第1号の規定に基づき、同号の主務大臣が告示で定める書類を次のように定める。

- 一 司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条第1項に規定する司法書士名簿の写し(電磁的記録で作成されたものを含む。)
- 二 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条第1項に規定する土地家屋調査士名簿の写し(電磁的記録で作成されたものを含む。)
- 三 行政書士法(昭和26年法律第4号)第6条第1項に規定する行政書士名簿の写し(電磁的記録で作成されたものを含む。)
- 四 税理士法(昭和26年法律第237号)第18条に規定する税理士名簿の写し(電磁的記録で作成されたものを含む。)
- 五 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第14条の2第1項に規定する社会保険労務士名簿の写し(電磁的記録で作成されたものを含む。)

認定認証局で発行する電子証明書に格納する資格属性として、有資格者を登録する団体などの名称、資格に係る登録番号など、資格名に限定せず様々な情報が用いられています。以下に、公的資格属性、民間資格属性の資格ごとに分類して、それぞれの資格において平成28

¹日本行政書士会連合会(略称:日行連)、日本司法書士会連合会(略称:日司連)、日本税理士会連合会(略称:日税連)、全国社会保険労務士会連合会(略称:社労士会)、日本土地家屋調査士会連合会(略称:日調連)(以下同じ)

年 3 月現在、電子証明書に格納している属性の種類を表 5-4、表 5-5 にまとめます。

表 5-4 公的資格属性の種類

属性名称	行政書士	司法書士	税理士	社会保険 労務士	土地家屋 調査士
団体名	○	○	○	○	○
資格名	○	—	○	○	—
認定名	—	○	—	—	—
事務所所在地	○	—	—	—	—
事務所名称	○	—	—	—	—
事務所名称又は 勤務先事業所名称	—	—	—	○	—
登録番号	○	—	○	○	—
認定番号	—	○	—	—	—
会員種別	—	—	—	○	—

表 5-5 民間資格属性の種類

属性名称	文書情報管理士
団体名	○
登録番号	○

資格に対する属性を証明するものとして、以下に、電子証明書に格納する公的資格属性、民間資格属性の個別の属性ごとに分類して、属性情報を審査する方法の詳細を表 5-6、表 5-7 にまとめます。

表 5-6 公的資格属性の確認のための審査方法

属性名称	資格の種類	提出を求める書類	属性情報を審査する方法
団体名	行政書士	利用申込書(氏名、生年月日、自宅住所、行政書士登録番号、事務所所在地、事務所名称など)	日行連が利用申込書に記載の氏名、事務所所在地、事務所の名称、及び行政書士登録番号を行政書士名簿に記載されている該当項目と照合し、当該申込者が行政書士資格を保有していること、及び行政書士資格が有効であること(退会していないか)を確認する。
	司法書士	利用申込書(氏名、生年月日、自宅住所、司法書士登録番号、簡裁訴訟代理等関係業務認定番号など)	日司連が利用申込書に記載の氏名、司法書士登録番号、及び簡裁訴訟代理等関係業務認定番号を司法書士名簿に記載されている該当項目と照合し、当該申込者が司法書士資格を保有していること、及び司法書士資格が有効であること(登録が取り消されていないか、みなし退会に該当していないか)を確認する。

属性名称	資格の種類	提出をを求める書類	属性情報を審査する方法
	税理士	利用申込書(氏名、生年月日、自宅住所、税理士登録番号など)	日税連が利用申込書に記載の氏名及び税理士番号を税理士名簿に記載されている該当項目と照合し、当該申込者が税理士資格を保有していること、及び税理士資格が有効であること(登録が抹消されていないか、税理士業務の停止期間中でないか、税理士業務が禁止となっていないか)を確認する。
	社会保険労務士	利用申込書(氏名、生年月日、自宅住所、社会保険労務士登録番号、事務所名称又は勤務先事業所名称、会員種別など)	社労士会が利用申込書に記載の氏名、社会保険労務士登録番号、会員種別、事務所名称又は勤務先事業所名称を社会保険労務士名簿に記載されている該当項目と照合し、当該申込者が社会保険労務士資格を保有していること、及び社会保険労務士資格が有効であること(登録が抹消されていないか、業務の停止の処分を受けていないか)を確認する。
	土地家屋調査士	利用申込書(氏名、生年月日、自宅住所、土地家屋調査士登録番号など)	日調連が利用申込書に記載の氏名、所属調査士会、土地家屋調査士登録番号を土地家屋調査士名簿に記載されている該当項目と照合し、当該申込者が土地家屋調査士資格を保有していること、及び土地家屋調査士資格が有効であること(登録が取り消されていないか、退会していないか)を確認する。
資格名	行政書士	利用申込書(氏名、生年月日、自宅住所、行政書士登録番号、事務所所在地、事務所名称など)	日行連が利用申込書に記載の氏名、事務所所在地、事務所の名称、行政書士登録番号を行政書士名簿に記載されている該当項目と照合し、当該申込者が行政書士資格を保有していること、及び行政書士資格が有効であること(退会していないか)を確認する。
	税理士	利用申込書(氏名、生年月日、自宅住所、税理士登録番号など)	日税連が利用申込書に記載の氏名及び税理士番号を税理士名簿に記載されている該当項目と照合し、当該申込者が税理士資格を保有していること、及び税理士資格が有効であること(登録が抹消されていないか、税理士業務の停止期間中でないか、税理士業務が禁止となっていないか)を確認する。
	社会保険労務士	利用申込書(氏名、生年月日、自宅住所、社会保険労務士登録番号、事務所名称又は勤務先事業所名称、会員種別など)	社労士会が利用申込書に記載の氏名、社会保険労務士登録番号、会員種別、事務所名称又は勤務先事業所名称を社会保険労務士名簿に記載されている該当項目と照合し、当該申込者が社会保険労務士資格を保有していること、及び社会保険労務士資格が有効であること(登録が抹消されていないか、業務の停止の処分を受けていないか)を確認する。

属性名称	資格の種類	提出をを求める書類	属性情報を審査する方法
認定名	司法書士	利用申込書(氏名、生年月日、自宅住所、司法書士登録番号、簡裁訴訟代理等関係業務認定番号など)	日司連が利用申込書に記載の簡裁訴訟代理等関係業務認定番号を司法書士名簿に記載されている簡裁訴訟代理等関係業務認定番号と照合し、確認する。
事務所住所	行政書士	利用申込書(氏名、生年月日、自宅住所、行政書士登録番号、事務所所在地、事務所名称など)	日行連が利用申込書に記載の事務所所在地を行政書士名簿に記載されている事務所所在地と照合し確認する。
事務所名称	行政書士	利用申込書(氏名、生年月日、自宅住所、行政書士登録番号、事務所所在地、事務所名称など)	日行連が利用申込書に記載の事務所の名称を行政書士名簿に記載されている事務所の名称と照合し確認する。
事務所名称又は勤務先事業所名称	社会保険労務士	利用申込書(氏名、生年月日、自宅住所、社会保険労務士登録番号、事務所名称又は勤務先事業所名称、会員種別など)	社労士会が利用申込書に記載の事務所の名称又は勤務先事業所名称を社会保険労務士名簿に記載されている事務所の名称又は勤務先事業所名称と照合し確認する。
登録番号	行政書士	利用申込書(氏名、生年月日、自宅住所、行政書士登録番号、事務所所在地、事務所名称など)	日行連が利用申込書に記載の行政書士登録番号を行政書士名簿に記載されている行政書士登録番号と照合し確認する。
	税理士	利用申込書(氏名、生年月日、自宅住所、税理士登録番号など)	日税連が利用申込書に記載の税理士登録番号を税理士名簿に記載されている税理士登録番号と照合し確認する。
	社会保険労務士	利用申込書(氏名、生年月日、自宅住所、社会保険労務士登録番号、事務所名称又は勤務先事業所名称、会員種別など)	社労士会が利用申込書に記載の社会保険労務士登録番号を社会保険労務士名簿に記載されている社会保険労務士登録番号と照合し確認する。
認定番号	司法書士	利用申込書(氏名、生年月日、自宅住所、司法書士登録番号、簡裁訴訟代理等関係業務認定番号など)	日司連が利用申込書に記載の簡裁訴訟代理等関係業務認定番号を司法書士名簿に記載されている簡裁訴訟代理等関係業務認定番号と照合し、確認する。

属性名称	資格の種類	提出をを求める書類	属性情報を審査する方法
会員種別	社会保険 労務士	利用申込書(氏名、生年月日、自宅住所、社会保険労務士登録番号、事務所名称又は勤務先事業所名称、会員種別など)	社労士会が利用申込書に記載の会員種別を社会保険労務士名簿に記載されている会員種別と照合し確認する。

表 5-7 民間資格属性の確認のための審査方法

属性名称	資格の種類	提出をを求める書類	属性情報を審査する方法
団体名	文書情報 管理士	利用申込書(氏名、生年月日、文書情報管理士登録番号、発行申込年月日)	JIIMA が、申込者の文書情報管理士資格の保有、及び申込者に電子証明書を利用する権利があることを確認する。
登録番号	文書情報 管理士	利用申込書(氏名、生年月日、文書情報管理士登録番号、発行申込年月日)	JIIMA が、申込者の文書情報管理士資格の保有、及び申込者に電子証明書を利用する権利があることを確認する。

5.3 属性情報に信頼性を付与するための指定調査機関による調査内容

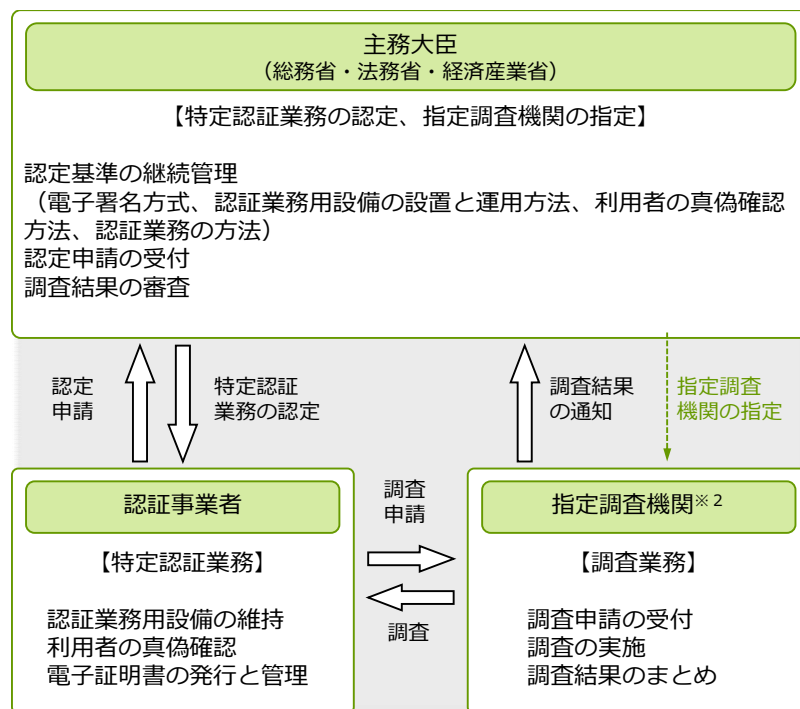
5.3.1 指定調査機関による調査

認定認証局が認定認証業務の運営を継続するためには、1年ごとに認定の更新を受ける必要があります(電子署名法第7条、同施行令第1条)。

指定調査機関では年に1度、認定認証局に対し更新調査を実施し、認定認証業務の妥当性(適否)について、主務大臣に報告(調査結果の通知)します。

主務大臣がこの調査結果を判断し、認定基準に適合していると認められれば、認定が更新され、認定認証業務の運営を継続することができます。

図 5-2 特定認証業務の認定に係わる指定調査機関業務※1



※1 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 電子署名・認証センターwebを参照し作成
(<https://esac.jipdec.or.jp/company.html>)

※2 平成28年3月現在、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が指定されている

指定調査機関が認定認証局に対して実施する更新調査のうち、属性情報の格納に係る内容について以下に記載します。

企業名等の属性情報に関しては電子署名法の認定の対象外ですが、電子証明書に格納される情報は認定の対象外の属性情報も含めてすべてが正確でなければ、電子証明書の信頼性に疑問を持たれることとなります。そのため、認定認証局では認定の対象外の属性情報についても、本人確認と同等の確認を実施しています。

また指定調査機関では、認定制度自体の信頼性のために、認定認証局の理解と協力を得て、年次で実施する更新調査により、認定の対象外の属性情報を含めたすべての情報が適正に審査され、格納されていることを確認しています。

実際に電子入札用の電子証明書の発行は利用用途の中でも最も多く、電子入札コアシステムや政府電子調達システム(GEPS)等、認定認証局から発行された電子証明書や商業登記に基づく電子認証制度により発行された電子証明書が、利用可能な電子証明書として認められています。

5.3.2 属性情報の調査におけるチェックポイント

(1) 電子証明書の発行

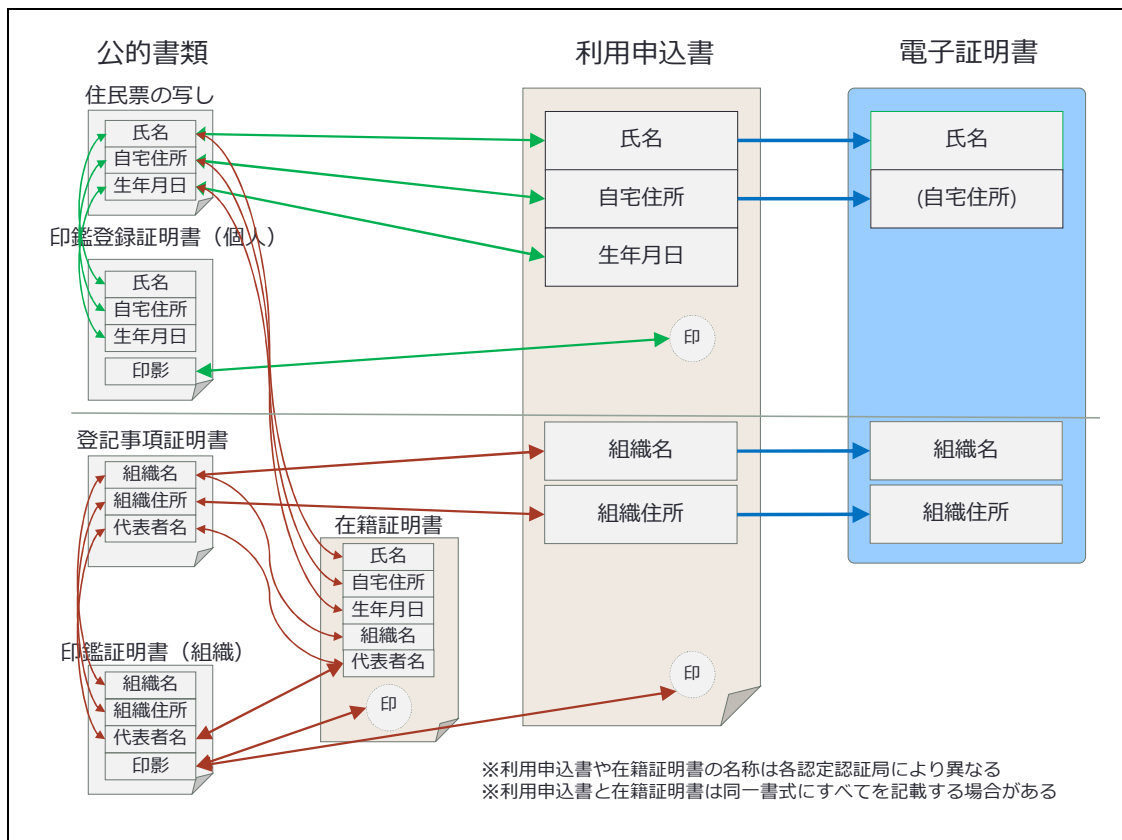
電子証明書の発行に際して認定認証局が実施している属性情報の確認方法は、次の3つのパターンに大別されます。

- ① 登録局が、利用者から提出された組織情報を証明する書類(登記事項証明書や印鑑証明書等)と利用申込書(在職証明書)に基づき、組織属性を確認して、その内容を電子証明書に格納する。
- ② 利用者から申請された資格情報について、利用者の資格情報を登録する団体(日司連、日税連、社労士会、日調連の士業団体)が作成、管理する資格名簿(士業名簿)に基づいて、登録局が資格情報を確認する。
- ③ 利用者から申請された資格情報について、登録局が利用者の資格情報を登録する団体(日行連、JIIMA)に妥当性を問合せ、その回答結果に基づいて申請内容を確認する。

指定調査機関では、①から③の場合において認定認証局が真偽確認を適正に実施しているか、保管・管理された帳簿書類を基に確認しています。

以下、上記①の場合について、突き合わせ例を記載します。

図 5-3 利用申込書と属性情報の突き合わせ確認例 (パターン①の場合)



(2) 電子証明書の失効

電子署名法では、施行規則第6条第10号により「電子証明書に記録された事項に事実と異なるものが発見されたとき」に遅滞なく失効することを求めています。

そのため、認定認証局では、利用者からの申請による失効や、認証局事由による失効だけでなく、属性情報の変更について管理・監督できる立場にある利用者の所属組織や資格情報が登録されている団体からの失効届出、あるいは本人死亡時の家族等からの失効届出を認めています。

指定調査機関では、認定認証局があらかじめ規定した失効事由と失効手続きに従って、適切に失効処理を実施していることを確認しています(下表参照)。

表 5-8 各認定認証局で規定されている主な失効事由

利用者からの申請	所属組織等からの届出	認証局の判断
<ul style="list-style-type: none"> ● IC カード又は PIN の紛失・盗難等 ● IC カードの破損等による使用不能 ● 利用者署名符号の危殆化又は危殆化のおそれが発生した場合 ● 電子証明書の記載事項変更 ● 電子証明書の記載内容が事実と異なることを発見した場合 ● 利用者が所属企業等に属さないこととなった場合 ● 利用中止 ● 企業等の解散・消滅等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子証明書の記載事項変更 ● 利用者が所属企業等に属さないこととなった場合 ● 利用者の死亡 ● 所属組織等が電子証明書を失効させる必要があると判断した場合 ● 企業等の解散・消滅等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子証明書(利用者署名符号)の受領確認ができない場合 ● IC カード不良等 ● 電子証明書の記載事項誤り ● CP/CPS や利用規約等に違反した場合 ● 認証局が必要と判断した場合 ● 認証局の発行者署名符号の危殆化又は危殆化のおそれが発生した場合 ● 認証局の終了

5.3.3 属性情報の調査に際して実施される調査対象のサンプリング

指定調査機関は更新調査において、認定認証局が調査対象期間中に発行又は失効した電子証明書の中から、発行及び失効事例を抽出するサンプリング調査を行います。

同調査では「属性情報が適正に審査され、格納されているか」否かを判断しています。

5.4 属性の利用用途例

(1) 利用用途例

以下に属性情報を利用している用途例を示します。

下表の属性については、対象システムへアンケートを実施した内容です(平成28年3月現在)。

なお、属性の利用とは、以下のいずれかを指します。

- ・ 対象システムにおいて属性(又は属性情報のうちの一部)を画面に表示させる(必要に応じ目視にて確認を実施する)
- ・ 対象システムにおいて属性を利用し系統的にチェックを行う

表 5-9 属性の利用用途例

対象システム	主な手続/用途	組織属性	資格属性(代理申請にて利用)
総務省 電子政府の総合 窓口 e-Gov(イーガブ)	社会保険関係手続記録 管理システム	組織名	社会保険労務士の 資格属性
	安全衛生関係手続労働 保険審査関係手続水道 法関係手続(汎用申 請・届出等省内処理シ ステム)	組織名 部門名	社会保険労務士の 資格属性
	労災保険関係手続(労 働基準行政情報・労災 行政情報管理システ ム)	組織名 組織所在地 代表肩書 役職肩書	社会保険労務士の 資格属性
	労働保険適用徴収関係 手続(労働保険適用徴 収システム)	—	社会保険労務士の 資格属性
	医療機器不具合等報告 関係手続(医療機器不 具合情報システム)	—	行政書士等の資格 属性
総務省 政府電子調達システ ム(GEPS)	入札・契約関係手続	組織名 組織所在地	—
法務省 登記・供託オンライン 申請システム(登記 ねっと 供託ねっと)	不動産登記関係手続	組織名 組織所在地 部門名 部門所在地 メールアドレス 代表者名 代表肩書 役職肩書(組織代表以外)	司法書士、土地家 屋調査士の資格属 性

対象システム	主な手続/用途	組織属性	資格属性(代理申請にて利用)
	商業・法人登記関係手続	組織名 組織所在地 部門名 部門所在地 メールアドレス 代表者名 代表肩書 役職肩書(組織代表以外)	司法書士の資格属性
	動産譲渡登記関係手続	組織名 組織所在地 部門名 部門所在地 メールアドレス 代表者名 代表肩書 役職肩書(組織代表以外)	司法書士の資格属性
	債権譲渡登記関係手続	組織名 組織所在地 部門名 部門所在地 メールアドレス 代表者名 代表肩書 役職肩書(組織代表以外)	司法書士の資格属性
	成年後見登記関係手続	—	司法書士の資格属性
	供託関係手続	組織名 組織所在地 部門名 部門所在地 メールアドレス 代表者名 代表肩書 役職肩書(組織代表以外)	司法書士の資格属性
	電子公証関係手続	組織名 部門名	司法書士、行政書士の資格属性
一般財団法人日本建設情報総合センター 電子入札コアシステム	入札関係手続	組織名 組織所在地	—

対象システム	主な手続/用途	組織属性	資格属性(代理申請にて利用)
国土交通省 自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム	自動車保有関係手続	組織名 組織所在地	—
国税庁 国税電子申告・納税システム(e-Tax)	電子申告・納税関係手続	組織名 組織所在地 部門名 部門所在地 代表者名 代理権内容	—
一般社団法人地方税電子化協議会 地方税ポータルシステム(eLTAX)		組織名 組織所在地	税理士の資格属性

※—は、属性の確認を実施していないことを示す。

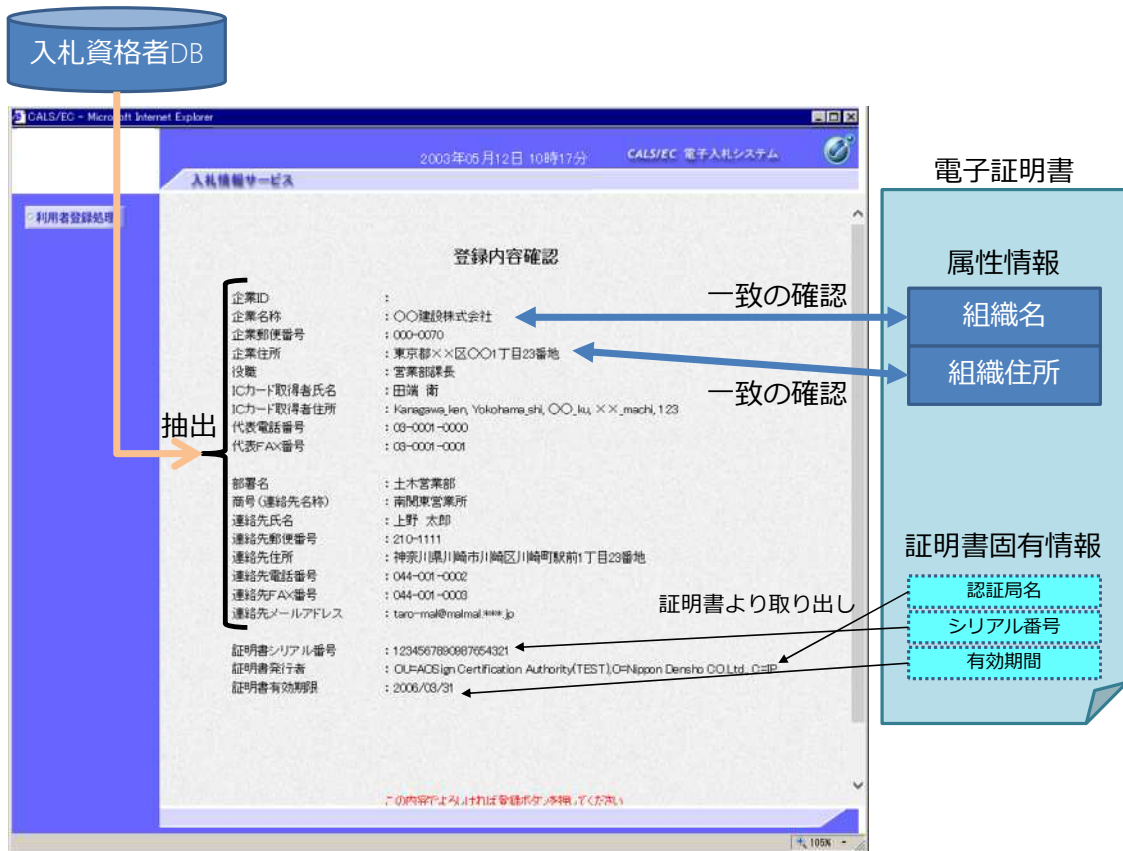
(2) 代表的な利用事例: 電子入札

平成 28 年 3 月時点で、電子証明書に格納されている属性情報を最も活用している例に、中央省庁、並びに地方自治体が運営する電子入札システムがあります。電子入札システムでは、例えば国交省の測量・建設コンサルタント業務の場合、2年に一度、定期的に競争参加資格申請の受付を行い、一般競争入札(指名競争)参加資格申請書に業者の登記事項証明書、登録証明書などの写し、納税証明書の写し、財務諸表類など各種の証明書や調書を添付して資格審査を行い、この資格審査に通ると電子入札システムで業者を特定できる番号(業者コード)の採番を受けて、有資格業者名簿に掲載され公表がなされます。

さらに、有資格業者名簿に掲載された業者の会社代表者は、委任状によって、入札などにかかる代理人への委任ができ、これにより会社代表者以外のものが代表者に代わって、電子入札を実施することが可能になります。

電子証明書の名義人が電子入札用の電子証明書を使用して電子入札を実施する場合、会社名と登録された業者コードを入力して、電子証明書を該当する会社名と業者コードに紐付けて登録作業を実施します。登録時、当該会社が商業登記された企業である場合には電子証明書の属性情報である所属する組織の企業情報を呼び出し、画面に表示させることで、発注者側でも正当な入札参加資格を有する業者であることが確認できます。

図 5-4 電子入札にて属性を利用するイメージ



参考 URL <http://www.e-bisc.go.jp/tutorial/contents/reg/acs/a08.html>

5.5 属性の利用方法

電子証明書内の属性を利用する際、属性情報の格納場所を把握する必要があります。認定認証業務の電子証明書では、属性情報の格納場所について、一定のルールが存在します。本章では、そのルールを紹介します。

5.5.1 証明書プロファイルの属性の格納場所

政府認証基盤(GPKI)で利用可能な電子証明書のフィールドの中で、属性の格納によく利用されているのは、Subject、subjectAltName、subjectDirectoryAttributes です。ただし、認定認証業務では多くの電子証明書閲覧ツールで表示されない(オブジェクト識別子のみが表示されます)subjectDirectoryAttributes は利用されていません。

また、Subject に格納される属性は、日本語も利用できますが、主に英数字を格納しています。これには2つ要因があります。

- 1) 技術仕様により Subject に英数字しか格納できない中、平成 11 年に技術仕様が改訂され、日本語等が利用可能となったものの、アプリケーションの互換性を考慮する必要があること。
- 2) 電子署名法では外国における特定認証業務の認定(電子署名法第 15 条)など、グローバルな利用を想定していること。

これらの状況を踏まえ、認定認証局では、基本領域にある Subject には英数字を格納しています。なお、登記事項証明書により証明される内容を電子証明書に格納しようとする場合など、日本語の使用が必要な際は subject AltName に格納しています。

表 5-10GPKI で利用可能な属性格納フィールド

フィールド	日本語名	備考
基本領域		
Subject	主体者名	主に英数字で格納
拡張領域		
subjectAltName	主体者代替名	主に日本語で格納
subjectDirectoryAttributes	主体者ディレクトリ属性	利用頻度は少ない

5.5.2 組織属性の格納場所

組織属性でよく利用される属性は、「組織名」「組織所在地」「肩書」と考えられます。

組織属性を扱う認定認証局で、よく利用される組織属性は、それぞれ大きな差分はなく、表 5-11 のように格納されます。唯一の差分として、組織所在地の格納場所が異なる点があります。また、Subject に個人の情報、subjectAltName に組織属性が格納されています。

表 5-11 主な組織属性が格納されるフィールド及び DN

組織属性	格納フィールド	DN(識別名)	組織属性を扱う認定認証局						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
組織名 ¹	subjectAltName	O(organization)	○	○	○	○	○	○	○
組織住所 ²	都道府県	ST(State Or Province)	○	○	—	○	○	○	○
	市町村以下	L(Locality)	○	○	—	○	○	○	○
	所在地全体	OU(organizationalUnit)	—	—	○	—	—	—	—
法人番号 ³	subjectAltName	organizationIdentifier	○	○	○	○	○	○	○
代表肩書・役職肩書	subjectAltName	T(title)	—	—	○	—	—	—	—

認定認証局：

- ①AOSign サービス G2、②e-Probatio PS2 サービス、③セコムパスポート for G-ID
 ④TOiNX 電子入札対応認証サービス、⑤TDB 電子認証サービス TypeA、
 ⑥DIACERT サービス、⑦DIACERT-PLUS サービス

表 5-12 法人番号を格納する識別名 (DN : Distinguished Name) と OID

識別名	OID
organizationIdentifier	2.5.4.97

表 5-13 電子証明書方式の電子委任状として格納される主な属性のフィールド及び DN

委任属性	格納フィールド	DN(識別名)
代理権内容	subjectAltName	OU(organizationalUnit)
		Description

電子証明書方式の電子委任状に格納される代理権内容は令和元年度 11 月以降に一部の認定認証局且つ認定電子委任状取扱事業者にて順次格納されています。

当該方式に記録すべき事項は、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針解説の「図表 3-1-3 電子証明書方式における記載例」に記載されています。また、電子証明書方式の電子委任状の記録方法については、電子委任状法基本指針解説の第 5 の 2 を参考にしてください。

1 個人事業主の場合は、格納されない。

2 個人事業主の場合は、格納されない。

3 法人番号の指定対象法人等以外（個人事業主など）は、格納されない。

5.5.3 資格属性の格納場所

公的資格でよく利用される属性は、「資格名」「登録番号」「有資格者が登録されている団体名」が挙げられます。

認定認証局が発行する資格属性を格納する電子証明書は、登録番号とは別の情報として「ユーザ ID」を管理して格納することにより、「資格名」や「登録番号」を資格属性として使用しない電子証明書が存在します。そのため、共通して利用されている資格情報は「有資格者が登録されている団体名」であり、Subject や subjectAltName とともに「T(title)」「OU (organizationalUnit)」を利用して格納している場合がみられます。なお、証明書に格納できる標準的な識別として、利用者識別である UID(userid)が存在しますが、前段での状況のとおり、団体ごとに利用用途が異なるため、登録番号として利用しているのは税理士用電子証明書のみであり、共通利用は難しい状況にあります。

詳しくは、各士業の証明書プロファイルをご覧ください。

表 5-14 主な資格属性が格納されるフィールド及び DN

資格属性	格納フィールド	DN(識別名)	採用士業団体				
			①	②	③	④	⑤
登録されている団体名	Subject	O(organization)	○	○	○	○	○
	subjectAltName		○	○	—	○	○
資格名	Subject	T(title)	○	—	○	○	—
	subjectAltName		○	—	—	○	—
	Subject	UID(userid)	—	—	○	—	—
	subjectAltName	T(title)	○	—	—	○	—

①行政書士②司法書士③税理士④社会保険労務士⑤土地家屋調査士

なお、民間資格を扱う認定認証局は、現在、文書情報管理士のみであり、資格を有する者が登録する団体名及び登録番号はすべて Subject の「OU(organizationalUnit)」に格納されています。

5.6 新たな属性の格納

新たな属性とは、これまで電子証明書に格納されていなかった属性を指します。

今後、新たな属性が現れた場合は、個別に有用性や審査基準、格納場所を検討することになります。

5.6.1 新たな資格属性の格納

(1) 新たな資格属性の審査基準

現在、認定認証業務に於いて国家資格などの属性を審査する方法は「5.2.2 資格属性」の記載のとおり、

- ① 法令により登録、作成が義務づけられている有資格者名簿や有資格者を登録する組織や団体が作成、管理する名簿などを確認する方法
- ② 利用者から名簿の写し(上記①の組織や団体が、名簿に記載された利用者の情報の全部又は一部を写した紙媒体又は電子データとして発行したもの)の提出を求める方法により確認しています。

新たな国家資格などの属性を証明書に格納する場合も、資格のなりすましなどを防止する観点から同等の審査基準を採用すべきと考えられます。

例えば、国家資格などを証明する免許証のコピーの提出を求めるだけでは十分とは言えず、有資格者が登録されている組織や団体が作成管理する名簿の確認や、又は当該組織、団体が発行する資格証明書の提出、或いは資格者本人に資格情報を保証するために自らの実印の押印と印鑑登録証明書の提出などを併せて求めることが必要となります。

(2) 新たな資格属性の格納場所

新たな資格属性の「資格名」、「登録番号」などを証明書に格納する場合、利活用の際の相互運用性の確保の観点から、当該業界内で統一した格納場所を定義すべきと考えられます。また、留意点として、組織属性と併記する場合も考慮した上で証明書プロフィールのフィールドを選択する必要があります。現在の認定認証業務の属性情報の格納場所は、「5.5.2 組織属性の格納場所」、「5.5.3 資格属性の格納場所」の記載のとおりであり参考にされたい。

5.6.2 法人番号格納に関する実施内容及び履歴

組織属性として、平成 29 年 1 月より認定認証局は「法人番号を格納した電子証明書の発行」を随時開始しました。

法人番号を格納した電子証明書の発行に至るまでの経緯を以下にまとめました。

本ガイドラインを参照される方へ参考となれば幸いです。

(1) 電子認証局会議内における検討

国税庁は「行政機関における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(通称：番号法)」に基づき、法人番号を発番しています。法人番号は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、基本理念と

して次の4つの目的があります¹。

- 1) 法人その他の団体に関する情報管理の効率化を図り、法人情報の授受、照合にかかるコストを削減し、行政運営の効率化を図ること。(行政の効率化)
- 2) 行政機関間での情報連携を図り、添付書類の削減など、各種申請等の手続を簡素化することで、申請者側の事務負担を軽減すること。(国民の利便性の向上)
- 3) 法人その他の団体に関する情報の共有により、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持を可能とすること。(公平・公正な社会の実現)
- 4) 法人番号特有の目的として、法人番号の利用範囲に制限がないことから、民間による利活用を促進することにより、番号を活用した新たな価値の創出が期待されること。(新たな価値の創出)

認定認証局が発行する電子証明書に法人番号を格納することにより、上記4つの目的に資すると考えました。

- (2) 関係省庁とのミーティング
内閣官房 IT 総合戦略室及び関係省庁とキックオフミーティングを実施しました。実施内容・方法・スケジュールなどを共有し、以後実施する検証について協力を依頼しました。
- (3) PKI 有識者へのヒアリング
電子証明書に法人番号を格納するにあたり、PKI 有識者へヒアリングを実施しました。ヒアリング内容としては、電子証明書プロファイルにおける適切な場所や識別子、当該番号であることを判別するためのプレフィックス、及び審査基準が挙げられます。
- (4) 電子証明書利用システムへのヒアリング
電子証明書を受け入れているシステム担当組織へ、電子証明書プロファイル案を提示し、問題の有無をヒアリングしました。この際に検証の依頼も併せて実施しました。
- (5) 属性ガイドライン検討会での仕様確定
関係省庁、PKI 有識者、及びシステムへの確認が終了した段階で、本ガイドライン検討会に諮り、仕様の確定を実施しました。確定した仕様は、本ガイドライン（1.2 版）として公開いたしました。
- (6) 電子証明書利用システムへの検証依頼
電子証明書利用システムへ、検証用の電子証明書を貸与のうえ、現行システムで動作の問題がないか確認を依頼し、検証結果を還元いただきました。
- (7) 属性ガイドラインの改訂
法人番号格納電子証明書の発行に関する改訂版として本ガイドライン（1.3 版）を公開しました。

¹ 国税庁 web より、一部引用

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/houjinbangou/kuwasiku.htm>

5.6.3 電子委任状法の立法の背景及び認定制度等について

電子委任状法の立法の背景や電子委任状取扱業務の認定制度、電子委任状の記録方式等について以下にまとめました。

本ガイドラインを参照される方へ参考となれば幸いです。

(1) 電子委任状法の立法の背景

総務省では、平成 27 年 9 月より、システムや制度等の面から具体的な個人番号カード及び公的個人認証サービスの I C T の利活用を含めた普及推進策等について検討するとともに、地方公共団体における個人番号の独自利用等についての検討を行い、各々の組織の具体的な取組につなげていくことを目的とした「個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会」を開催し、翌 10 月から属性認証検討サブワーキンググループ（以下、属性認証検討 SWG といいます）を設置してマイナンバーカードに属性情報を組み合わせ利活用する方法の検討を開始しました。

また、一方で平成 28 年 12 月に施行された「官民データ活用推進基本法」第 10 条第 3 項では、「法人の代表者から委任を受けた者が専ら電子情報処理組織（当該委任を受けた者の使用に係る電子計算機とその者の契約の申込みその他の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて契約の申込みその他の手続を行うことができるよう、法律上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。」とあり、属性認証検討 SWG は平成 29 年 4 月より制度検討サブワーキンググループ（以下、制度検討 SWG といいます）と名称を変え、電子委任状に関する法制度の検討に焦点を当てた検討が進められました。

このような背景から、平成 30 年 1 月 1 日に電子委任状法が施行されました。電子認証局会議はこの制度検討 SWG に参加し、関連法令¹である電子委任状法基本指針や電子委任状法基本指針解説の作成にあたり、提案や資料作成等に協力しました。

(2) 電子委任状取扱業務の認定制度

電子委任状取扱業務とは、代理権授与を表示する目的で、法人等の委託を受けて、電子委任状を保管し、関係者に対し、当該電子委任状を提示し、又は提出する業務のことをいいます。電子委任状取扱業務の認定²を受けた事業者を認定電子委任状取扱事業者といい、認定電子委任状取扱事業者が取扱う電子委任状法に基づく電子委任状を特定電子委任状といいます。

認定電子委任状取扱事業者を介して授受される電子委任状の受領者は、認定電子委任状取扱事業者に対し、契約等の手続の相手方がその手続を行う権限を有するかどうかを確認することができます。認定電子委任状取扱事業者は、電子委任状を保管する際にその電子委任状が法人等の意思に基づくものであること等を確認しているため、電子委任状の受領者は安心して手続を進めることができます。

「電子委任状の普及の促進に関する法律第六条第一項の期間を定める政令（平成 29 年政令第 328 号）」では、この電子委任状取扱業務の認定の更新期間を 3 年と定めています。

(3) 電子委任状の記録方式

電子委任状法基本指針では、電子委任状の記録方式を定義しています。

¹ http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/densi_ininjou/houritsu.html

² http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/densi_ininjou/nintei.html

本ガイドラインでは電子証明書方式の電子委任状を対象としておりますが、それ以外に2つの記録方式があるので紹介します。

- 委任者記録ファイル方式

委任者が電子委任状に記録すべき事項を電子ファイル（XML、PDF）に記録し、委任者の電子署名を付与する方式です。なお、委任者が電子署名に用いることができる電子証明書は、電子署名法に基づく認定認証事業者又は認定外国認証事業者の電子証明書、商業登記法に基づく電子証明書、公的個人認証法に基づく電子証明書のいずれかになります。この方式に記録すべき事項は、電子委任状法基本指針解説の「図表 3-1-4-1 委任者記録ファイル方式及び取扱事業者記録ファイル方式における記載例」に記載されています。

- 取扱事業者記録ファイル方式

認定電子委任状取扱事業者が、委任者の委託を受けて、電子委任状に記録すべき事項を電子ファイル（XML、PDF）に記録し、認定電子委任状取扱事業者の電子署名を付与する方式です。認定電子委任状取扱事業者の電子署名は、電子署名法施行規則第2条に定める署名暗号アルゴリズムの基準に該当するものでなければなりません。この方式に記録すべき事項は、電子委任状法基本指針解説の「図表 3-1-4-1 委任者記録ファイル方式及び取扱事業者記録ファイル方式における記載例」に記載されています。

(4) 属性ガイドラインの改訂

電子証明書方式の電子委任状の属性に関する内容を追記し、改訂版として本ガイドライン（1.6版）を公開しました。

6. おわりに

「電子認証局会議」は、電子署名が、わが国の経済や生活の健全化と安定性をもたらすものとなり、また、認定認証局が国民共有のセキュリティを支える信頼の拠り所として機能・役割を果たすべく、各地で運営する認定認証局を中心的会員とする全国的な集まりとして平成18年に設立されました。

本ガイドラインは、電子認証局会議の活動目的のひとつである「電子署名の利用用途拡大に向けた調査研究」の一環として作成いたしました。

作成にあたっては、電子署名法の対象外ではあるものの、電子署名の利用において重要な属性情報について、一定の基準を明確化することにより、電子署名の利活用を促進することが可能と考え検討してまいりました。

本ガイドラインが、今後、様々な分野において広く利用され、国民経済の健全な発展に貢献することが出来れば幸いです。

なお、作成にあたりましては、電子署名や電子署名法、電子委任状法に造詣の深い各方面の有識者にご協力いただきましたことを、改めて感謝を申し上げます。

■本ガイドラインについての問い合わせ

- ・電子認証局会議：<http://www.c-a-c.jp/>
e-mail: info@c-a-c.jp

付録-1 証明書プロフィール

電子認証局会議の会員が提供する認定認証業務の証明書プロフィールを基本4情報、組織属性、資格属性にまとめて表にしました。証明書プロフィールの詳細は、各認定認証局のCP/CPS¹をご参照ください。

(1) 基本4情報 ○：必須項目 △：任意項目

記録される属性	証明書プロフィール上の記録箇所	対応認証サービス													
		AOSign サービス G2	e-Probatio PS2 サービス	e-Probatio PSA サービス (税理士用電子証明書)	セコム/パスポート for G-ID (基本型)	セコム/パスポート for G-ID (属性型)	セコム/パスポート for G-ID (行政書士電子証明書)	セコム/パスポート for G-ID (司法書士電子証明書)	セコム/パスポート for G-ID (社会保険労務士電子証明書)	セコム/パスポート for G-ID (土地家屋調査士電子証明書)	TOINX 電子入札対応認証サービス	TDB 電子認証サービス TypeA	DIACERT サービス	DIACERT-PLUS サービス	株式会社日本電子公証機構 認証サービス iPROVE
利用者名	subjectName CN(commonName)= "利用者名 (英)"	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	subjectAltName CN(commonName)="利 用者名"	○	○	-	-	△	○	○	○	○	○	○	○	○	-
利用者住所	都道府県	subjectName S(StateOrProvince)= "利用者住所(都道府県 名)(英)"	△	△	-	-	△	-	-	-	-	○	△	-	-
		subjectAltName S(StateOrProvince)="利 用者住所(都道府県 名)"	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-
	市区町村以降	subjectName L(Locality)="利用者 住所(市区町村以 降)(英)"	△	△	-	-	△	-	-	-	-	○	△	-	-
		subjectAltName L(Locality)="利 用者住所(市区町 村以降)"	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-
生年月日	subjectAltName OU(organizationalUnit) ="生年月日"	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	
性別	subjectAltName OU(organizationalUnit) ="性別"	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	

(2) 組織属性 ○：必須項目 △：任意項目

記録される属性	証明書プロファイル上の記録箇所	対応認証サービス													
		AOSign サービス G2	e-Probatio PS2 サービス	e-Probatio PSA サービス (税理士用電子証明書)	セコム/パスポート for G-ID (基本型)	セコム/パスポート for G-ID (属性型)	セコム/パスポート for G-ID (行政書士電子証明書)	セコム/パスポート for G-ID (司法書士電子証明書)	セコム/パスポート for G-ID (社会保険労務士電子証明書)	セコム/パスポート for G-ID (土地家屋調査士電子証明書)	TOINX 電子入札対応認証サービス	TDB 電子認証サービス TypeA	DIACERT サービス	DIACERT-PLUS サービス	株式会社日本電子公証機構 認証サービス iPROVE
組織名	subjectAltName O(Organization)="組織名"	○	△	-	-	△	-	-	-	-	○	△	○	○	-
組織所在地	すべて subjectAltName OU(organizationalUnit))="組織所在地"	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	都道府県 subjectAltName S(StateOrProvince)="組織所在地(都道府県名)"	○	△	-	-	-	-	-	-	-	○	△	○	○	-
	市区町村以降 subjectAltName L(Locality)="組織所在地(市区町村以降)"	○	△	-	-	-	-	-	-	-	○	△	○	○	-
法人番号 ¹	subjectAltName organizationIdentifier ² ="JCN" 法人番号(13桁)"	△	△	-	-	△	-	-	-	-	△	△	△	△	-
組織番号	subjectName UID(Userid)="組織番号(先頭9桁)"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
部門名	subjectAltName OU(organizationalUnit))="部門名"	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-
部門所在地	subjectAltName OU(organizationalUnit))="部門所在地"	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メールアドレス	subjectName E(emailAddress)="メールアドレス"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	subjectAltName Name="メールアドレス"	-	-	-	△	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-

¹ 平成 29 年 1 月より、法人番号の指定対象法人等に対して、格納を開始。なお、法人番号の指定対象法人等以外（個人事業主など）は、格納されないため任意項目とする。

² OID（詳細は主な用語を参照）は 2.5.4.97。表記は、法人番号であることを識別できるように法人番号（13 桁）にプレフィックスとして JCN を付加し、合計 16 文字とする。

記録される属性	証明書プロフィール上の記録箇所	対応認証サービス														
		AOSign サービス G2	e-Probatio PS2 サービス	e-Probatio PSA サービス (税理士用電子証明書)	セコム/パスポート for G-ID (基本型)	セコム/パスポート for G-ID (属性型)	セコム/パスポート for G-ID (行政書士電子証明書)	セコム/パスポート for G-ID (司法書士電子証明書)	セコム/パスポート for G-ID (社会保険労務士電子証明書)	セコム/パスポート for G-ID (土地家屋調査士電子証明書)	TOINX 電子入札対応認証サービス	TDB 電子認証サービス TypeA	DIACERT サービス	DIACERT-PLUS サービス	株式会社日本電子公証機構 認証サービス iPROVE	
代表者名	subjectAltName OU(organizationalUnit)= <u>"代表者名"</u>	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
代表 肩書	subjectAltName T(title)= <u>"代表肩書"</u>	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
役職肩書 (組織代表以外)	subjectAltName T(title)= <u>"役職肩書(組織代表以外)"</u>	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
代理権 内容	subjectAltName OU(organizationalUnit)= <u>"代理権内容"</u>	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	△	△	-	-
	subjectAltName Description= <u>"代理権内容"</u>	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-

1 "代理権内容"に記録すべき事項は、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針解説の「図表 3-1-3 電子証明書方式における記載例」に記載。

なお電子証明書方式の電子委任状の記録方法は、電子委任状法基本指針解説の第5の2を参考のこと。

(3) 資格属性 ○：必須項目 △：任意項目

記録される属性	証明書プロファイル上の記録箇所	対応認証サービス													
		AOsign サービス G2	e-Probatio PS2 サービス	e-Probatio PSA サービス (税理士用電子証明書)	セコム/パスポート for G-ID (基本型)	セコム/パスポート for G-ID (属性型)	セコム/パスポート for G-ID (行政書士電子証明書)	セコム/パスポート for G-ID (司法書士電子証明書)	セコム/パスポート for G-ID (社会保険労務士電子証明書)	セコム/パスポート for G-ID (土地家屋調査士電子証明書)	TOINX 電子入札対応認証サービス	TDB 電子認証サービス TypeA	DIACERT サービス	DIACERT-PLUS サービス	株式会社日本電子公証機構 認証サービス iPROVE
団体名	subjectName O(Organization)=" <u>団体名(英)</u> "	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-
	subjectName OU(organizationalUnit))= Group-" <u>団体名(英)</u> "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
	subjectAltName O(Organization)=" <u>団体名</u> "	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-
資格名	subjectName T(title)=" <u>資格名(英)</u> "	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	subjectName T(title)=" <u>資格名(英)</u> - "登録番号"	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-
	subjectAltName T(title)=" <u>資格名</u> :" 登録番号"	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-
認定名	subjectAltName T(title)=" <u>認定名</u> :" 認定番号"	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-
事務所所在地	都道府県 subjectAltName S(StateOrProvince)=" <u>事務所所在地(都道府県名)</u> "	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	市区町村 以降 subjectAltName L(Locality)=" <u>事務所所在地(市区町村以降)</u> "	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
事務所名称	subjectAltName O(Organization)=" <u>事務所名称</u> "	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
事務所名称又は 勤務先事業所名称	subjectAltName OU(organizationalUnit))=" <u>事務所名称又は 勤務先事業所名称</u> "	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-

記録される属性	証明書プロフィール上の記録箇所	対応認証サービス												
		AOSign サービス G2	e-Probatio PS2 サービス	e-Probatio PSA サービス (税理士用電子証明書)	セコムパスポート for G-ID (基本型)	セコムパスポート for G-ID (属性型)	セコムパスポート for G-ID (行政書士電子証明書)	セコムパスポート for G-ID (司法書士電子証明書)	セコムパスポート for G-ID (社会保険労務士電子証明書)	セコムパスポート for G-ID (土地家屋調査士電子証明書)	TOINX 電子入札対応認証サービス	TDB 電子認証サービス TypeA	DIACERT サービス	DIACERT-PLUS サービス
登録番号	subjectName UID(userid)="登録番号"	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	subjectName T(title)="資格名(英)"-"登録番号"	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-
	subjectName OU(organizationalUnit)=General-"登録番号"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	subjectAltName T(title)="資格名":"登録番号"	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-
認定番号	subjectAltName T(title)="認定名":"認定番号"	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-
会員種別	subjectAltName T(title)="会員種別"	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-

証明書プロフィールの内容に関するお問い合わせについては、各認定認証局までご連絡ください。

1 参照資料(CP/CPS)一覧

参照資料(CP/CPS)	URL	認定認証局
AOSign サービス運用規程	https://rep.ninsho.co.jp/aosign/cps.html https://rep.ninsho.co.jp/aosign/cps.pdf	日本電子認証株式会社
e-Probatio PS2 サービス 証明書ポリシー(CP)	https://www.e-probatio.com/footer/info.html https://www.e-probatio.com/download/ps2-cp.pdf	株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト
e-Probatio PSA サービス 証明書ポリシー(CP)	https://www.e-probatio.com/footer/info.html https://www.e-probatio.com/download/psa-cp.pdf	
セコム認証サービス セコムパスポート for G-ID 証明書ポリシー(Certificate Policy)	https://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/ https://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/repository/CP.pdf	セコムトラストシステムズ株式会社
TOiNX 電子入札対応認証サービス 認証局運用規則	https://www.toinx.net/ebs/service/appli05.html https://www.toinx.net/ebs/cps.pdf	東北インフォメーション・システムズ株式会社
TDB 電子認証サービス TypeA 運用規程	http://www.tdb.co.jp/typeA/typeA/01.html http://www.tdb.co.jp/typeA/cps.pdf	株式会社帝国データバンク
DIACERT サービス運用規程	https://www.diacert.jp/repository/repository01.html https://www.diacert.jp/repository/cps.pdf	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社
DIACERT-PLUS サービス運用規程	https://www.diacert.jp/plus/repository/repository01.html https://www.diacert.jp/plus/repository/cps.pdf	
株式会社日本電子公証機構 認証サービス業務規程	https://www.jnotary.com/process/ip_repository.html https://iprove.jnotary.com/repository/CPS/cps.pdf	株式会社日本電子公証機構

ガイドライン編集員(属性ガイドライン検討会)

[座長]

手塚 悟 慶応義塾大学

[構成員]

長尾 慎一郎 特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会
早貸 淳子 情報セキュリティ大学院大学セキュアシステム研究所
宮内 宏 宮内・水町 IT 法律事務所
竹内 英二 一般財団法人日本情報経済社会推進協会
大澤 昭彦 一般財団法人日本情報経済社会推進協会

[電子認証局会議]

牧野総合法律事務所弁護士法人 株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト	牧野 二郎 菅 文洋 新井 聡
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社	中村 克巳 田口 拓也
セコムトラストシステムズ株式会社	西山 晃 佐藤 順之 徳田 和人 池原 恵理子 松原 章文 服部 秀紀
株式会社帝国データバンク	伊藤 政章 小田嶋 昭浩
東北インフォメーション・システムズ株式会社	渡会 浄 五十嵐 和成
株式会社日本電子公証機構	佐藤 貴明 小谷 達人 牛川 智晴
日本電子認証株式会社	戸谷 樹一郎 宮脇 勝哉 平尾 仁 中村 泰斗 大塚 崇博

[オブザーバ]

総務省 情報流通行政局 情報通信政策課
総務省 サイバーセキュリティ統括官室
法務省 民事局 商事課
経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課

初版以降本ガイドライン編集に携わった方を記載しています。